

2026

yukiguni Shinyoukumiai

DISCLOSURE



幸せのYuki-Shin

ゆきぐに信用組合

2026 ゆきぐにランタン

LINEは
こちら



HPは
こちら



理事長あいさつ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今から10年前のG7サミットで日本の“子どもの貧困率”が先進国中最低であり、7人に一人の割合であることが報じられました。

日本の子どもの幸せ度の低さを嘆く前に何かできないかと考えました。

私ども信用組合は「相互扶助」の精神により誕生した金融機関です。

お互い様の中で助け合える理念を持っています。その信用組合だからこそできることに気付きました。

10年前の当組合の「通常総代会」で議論しました。「なぜ信用組合が返済不要の奨学金をやるのか」「奨学金なんて国や県がやることじゃあないのか」

『子どもは地域の宝、みんなで育てませんか』と呼びかけました。多くの方が賛同してくれました。「私たちにできることは何」「俺たちは何をすればいいのか」多くの方の賛同のもとに「ゆきぐにの未来基金」は誕生しました。

当組合の職員はその意義を十分に理解してくれて『預金集めより寄付集め』を毎年熱心に展開してくれています。

その見返りを求めない“善意の輪”が広がり、この10年間で寄付の延べ件数は「2,396件」金額は「8千万円」を超えました。

奨学金を受ける高校生から声が届きます。『母親の負担を少しでも減らしたい』『修学旅行の積み立てができました』『部活動を3年間続けることができました』『自分の“夢”を諦めずに学び続けることができました』『将来の夢は人の役に立つ仕事をするのです』

10年間で返済不要の奨学金を受けた高校生は「563人」になりました。審査では「成績要件」と「収入要件」のほかに、郷里や親への思いを作文にする「愛郷要件」と将来の夢を作文にする「未来要件」にて審査します。

けっこうハードルは高いです。そのほかに当組合の「ボランティア活動」に参加し、大勢の大人たち（寄付者）に見守られていることを実感します。

認定式に参加される親御さんに声を掛けます。「皆さんは決して一人ではありません」「誰かを頼っていいんです」「遠慮せずにお困りのことがあったら何でも相談してください」この雪国には温かい応援団が大勢います。

皆様のご協力のおかげでここまでやってこれました。心より厚く御礼申し上げます。信用組合だからできたこの「ゆきぐにの未来基金」「信組ゆきぐに奨学金」をこれからもよろしくお願い申し上げます。

敬 具



華せのYuki-Shin

ゆきぐに信用組合

理事長 小野澤一成

2003年（平成15年）	6月21日	創立50周年記念式典
2005年（平成17年）	4月11日	本部・本店駅通り店に移転
2006年（平成18年）	5月8日	新本店新築
2011年（平成23年）	5月29日	しんくみセンター開設
2013年（平成25年）	6月20日	「金融担当大臣顕彰」受賞
2016年（平成28年）	6月22日	創立60周年記念式典
2017年（平成29年）	9月28日	「魚沼の未来基金」設立
2017年（平成29年）	11月28日	石打支店新築
2017年（平成29年）	6月1日	「年金友の会」設立30周年式典
2018年（平成30年）	12月1日	「ゼロ金利」地方創生景気換起型資金発売
2018年（平成30年）	2月14日	内閣府まちひとしごと創生本部担当大臣表彰受賞
2019年（令和元年）	6月23日	創立65周年記念式典
2019年（令和元年）	6月3日	津南支店リフォーム
2019年（令和元年）	6月11日	五日町支店リフォーム
2021年（令和3年）	7月1日	10年連続好決算記念式典
2021年（令和3年）	10月30日	新潟県社会福祉協議会会長表彰受賞
2022年（令和4年）	2021年（令和3年）	しんくみブランド表彰「優秀賞」受賞
2023年（令和5年）	2022年（令和4年）	通常総代会にて「組合名称変更」「営業地区変更」を決議
2023年（令和5年）	9月19日	信用組合共催事業「飛鳥Ⅱチャータークルーズ」
2025年（令和7年）	9月19日	営業エリア拡大、「ゆきぐに信用組合」名称変更
2025年（令和7年）	11月25日	創業70周年記念式典
2025年（令和7年）	9月25日	ゆきしん亭新築



ゆきしん亭新築



創業70周年「感謝還元祭」「記念式典」



10年連続好決算記念式典



石打支店新築



沿革・ゆきしんのあゆみ

- 1953年（昭和28年）
3月5日 設立
- 4月1日 営業開始（創業）
- 1962年（昭和37年）
11月11日 創立10周年記念記念式典
- 1967年（昭和42年）
12月25日 石打出張所開設
- 1972年（昭和47年）
11月5日 本店新築竣工祝賀会兼創立20周年記念式典
- 1974年（昭和49年）
11月5日 石打支店新築
- 1979年（昭和54年）
11月5日 五日町出張所開設
- 1981年（昭和56年）
1月26日 五日町信栄会設立
（当時会員数134名）
- 8月7日 本店信栄会設立
（当時会員数134名）
- 11月12日 石打信栄会設立
（当時会員数180名）
- 1983年（昭和58年）
12月5日 津南支店開設
- 1984年（昭和59年）
11月5日 五日町支店新築
- 1988年（昭和63年）
6月1日 年金友の会「よろこび」設立
- 1989年（平成元年）
6月19日 「しおんレディースクイーン」設立
- 1992年（平成4年）
2月17日 津南信栄会設立
（当時会員数94名）
- 1993年（平成5年）
12月13日 小出郷支店開設
- 2002年（平成14年）
9月10日 「飛鳥クルーズ小樽の旅」
（総勢512名）
- 11月1日 小出郷信栄会設立
（当時会員数47名）



60周年



金融担当大臣顕彰



飛鳥



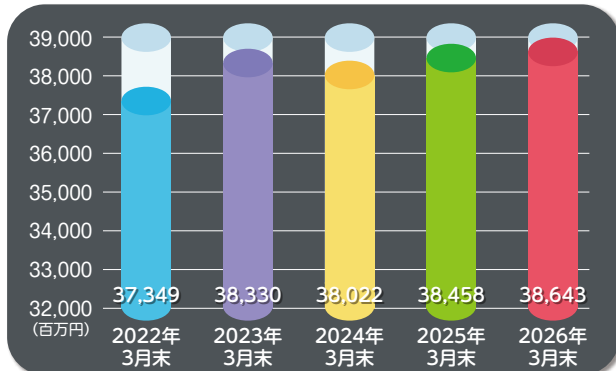
本店新築の工事



創業

業績ハイライト

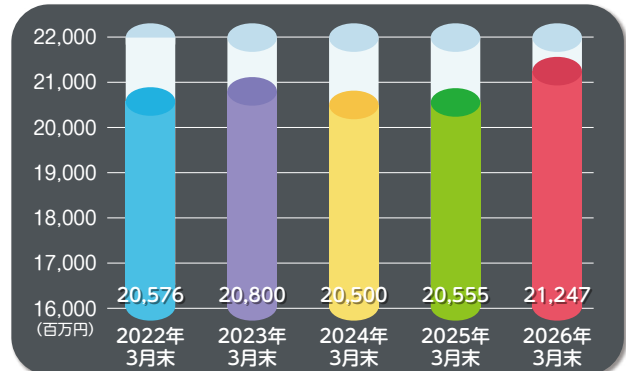
預積金の推移



預積金残高は安定推移し約2億円の増加

お客様目線の営業スタイルにより、窓口営業時間延長やお昼休みの職員増員など、利便性を考慮した取組みを行っております。当組合の経営基盤である預積金残高は安定的に推移しております。

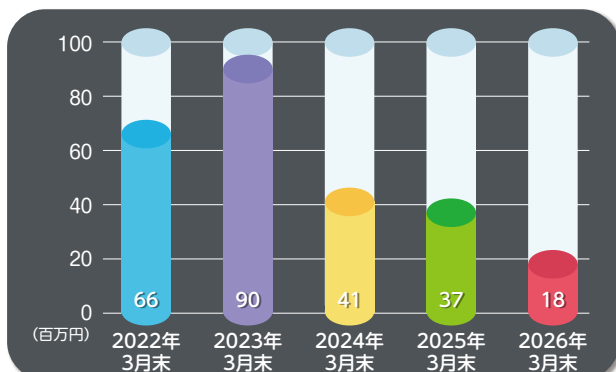
貸出金の推移



本業支援の取組みにより約7億円の増加

事業先に対しては、経営改善支援、資金繰り支援に重点を置いて取組んでおり、新たな営業エリアのお客様も徐々に増加しております。個人先家計の収支悪化に対応するため、「定期家計診断」による家計改善の普及促進を図っております。

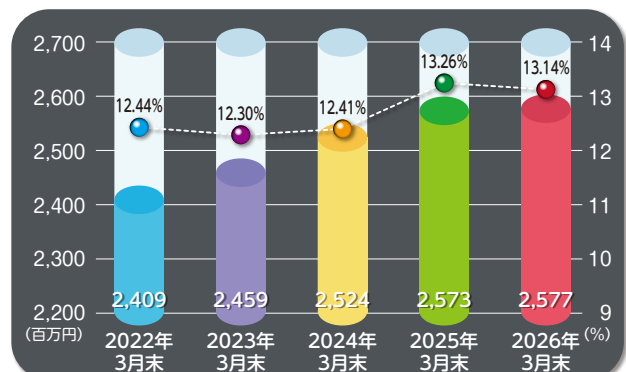
当期純利益の推移



好決算を堅持し17年連続黒字確保

2010年3月期から今期まで17年連続で最終黒字を計上しております。お客様から頼られるための経営体力を維持するため決算の“黒字化”により、ゆるぎない経営基盤を構築します。そして、これからも生み出した利益を地域に還元し、地域を活性化させるよう努めてまいります。

自己資本比率・自己資本額の推移

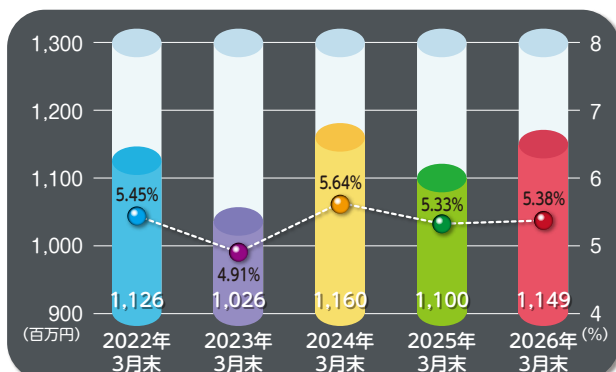


着実な利益計上により自己資本額を積み増し

毎期着実に利益計上しており、自己資本額は増加しております。自己資本比率については、分母となるリスクアセット額の増加により若干減少しております。国際統一基準である8%を超える十分な水準を維持しております。

※2025年3月期末より、バーゼルⅢ新基準による自己資本比率の算定を行っております。

不良債権比率・不良債権額の推移



不良債権の発生により不良債権額・比率共に増加

不良債権処理は計画通り進みましたが、不良債権の新規発生に伴い、不良債権額・比率共に増加しております。

融資先企業の経営改善と資金繰り改善を最重要課題として取組み、債務者区分の悪化防止・改善に努めてまいります。

業績のハイライト

2025年度は、預積金・貸出金共に前年度よりも若干増加し、安定推移しております。新たな不良債権の発生により、3年連続で多額の不良債権処理が必要となりましたが、有価証券運用益の確保により当期黒字計上を維持しました。

今後も、お取引先の事業や家計の改善に向けて、お客様と共に取組み、不良債権の新規発生防止に努めてまいります。健全経営を維持し、安心してお付き合いいただける信用組合を目指して、役職員一同精一杯取り組んでまいります。

◆ 損益計算書

科 目	2024年度	2025年度
経 常 収 益	884,028	1,050,086
資 金 運 用 収 益	633,517	850,771
貸 出 金 利 息	461,427	477,845
預 け 金 利 息	33,677	69,998
買 入 手 形 利 息	—	—
コ ー ル ロ ー ン 利 息	—	—
買 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	130,628	297,541
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	7,784	5,385
役 務 取 引 等 収 益	31,070	33,199
受 入 為 替 手 数 料	13,472	13,688
その他の役務収益	17,597	19,510
そ の 他 業 務 収 益	3,806	3,508
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	3,806	3,508
そ の 他 経 常 収 益	215,633	162,606
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	215,346	162,366
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	287	240
経 常 費 用	832,236	987,869
資 金 調 達 費 用	24,872	71,361
預 金 利 息	24,392	70,280
給付補てん備金繰入額	345	959
譲渡性預金利息	—	—
借用金利息	—	—
売 渡 手 形 利 息	—	—
コ ー ル マ ネ ー 利 息	—	—
売 現 先 利 息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマーシャル・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	135	120
役 務 取 引 等 費 用	21,727	21,043
支 払 為 替 手 数 料	8,087	8,089
その他の役務費用	13,640	12,954
そ の 他 業 務 費 用	27,859	210,806
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	24,610	209,530
国債等債券償還損	3,218	1,051
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	30	224
経 常 費	492,317	497,039
人 件 費	285,672	281,333
物 件 費	201,496	210,429
税	5,148	5,276
そ の 他 経 常 費 用	265,458	187,618
貸倒引当金繰入額	71,764	183,855
貸 出 金 償 却	—	—
株 式 等 売 却 損	—	—
株 式 等 償 却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	193,694	3,763
経 常 利 益	51,791	62,217

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
特 別 利 益	—	3,720
固 定 資 産 処 分 益	—	3,720
負 の の れ ん 発 生 益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特 別 損 失	298	5,479
固 定 資 産 処 分 損	298	5,479
減 損 損 失	—	—
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	—	—
税 引 前 当 期 純 利 益	51,493	60,458
法人税、住民税及び事業税	12,496	46,887
法 人 税 等 調 整 額	1,071	▲4,663
法 人 税 等 合 計	13,568	42,223
当 期 純 利 益	37,925	18,234
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	148,339	153,486
当 期 末 処 分 剩 余 金	186,265	171,721

◆ 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
当 期 末 処 分 剩 余 金	186,265	171,721
当 期 純 利 益	37,925	18,234
繰 越 金	148,339	153,486
利 益 準 備 金 取 崩 額	7,667	3,820
特 別 積 立 金 取 崩 額	1,071	—
うち経営改善積立金	1,071	—
剰 余 金 処 分 額	41,517	26,106
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金 (年 3 % の 割 合)	11,517 (年 3 % の 割 合)	11,442 (年 3 % の 割 合)
特 別 積 立 金 (うち経営改善積立金)	30,000 (4,663)	14,663 (4,663)
次 期 繰 越 金	153,486	149,434

■ 法定監査の状況

貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書につきましては、「協同組合による金融事業に関する法律」第5条の第8第3項に規定に基づき、公認会計士 北畠 収 の監査を受けております。

【会計監査人の氏名及び名称】

公認会計士北畠会計事務所 公認会計士 北畠 収

■ 代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認の確認

私は当組合の2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

2026年6月23日
ゆきぐに信用組合
理事長 小野澤 一成

■ 損益計算書の注記事項

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 47円33銭

■ 貸借対照表の注記事項

- (注)
1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-------|---------|
| 建 物 | 21年～39年 |
| そ の 他 | 5年～10年 |
4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
5. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(2022年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、本部(営業関連部署)の協力の下に融資部(資産査定部署)が資産査定を実施しております。
6. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
7. 当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(2025年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|------------|
| 年金資産の額 | 243,135百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 207,181百万円 |
| 差引額 | 35,953百万円 |
- (2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合(自2024年4月1日至2025年3月31日)
- 0.274%
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高8,850百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間7年の元利均等償却であり、当組合は、当事業年度の計算書類上、当該償却に充てられる特別掛金10百万円を費用処理しております。
- なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しておりません。
8. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
9. 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。
10. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。
- | | |
|-------|--------|
| 貸倒引当金 | 713百万円 |
|-------|--------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として5.に記載しております。
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。
- 「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。
- なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
11. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。
- このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。
- 一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当組合は、ローン事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや信管理に関する体制を整備し運営しております。
- これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による常務会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。
- さらに、与信管理の状況については、監査室がチェックしております。
- 有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- (i) 金利リスクの管理
- 当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
- ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常務会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。
- 日常的には総務部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常務会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理
- 当組合は、為替の変動リスクに関して、継続的なモニタリングを行い、為替変動リスクの軽減を図っております。
- (iii) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、常務会の方針に基づき、理事会の監督の下、余資運用基準規程に従い行われております。
- このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。
- 総務部で保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。
- これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常務会において定期的に報告されております。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- なお、預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を含めて開示しております。
12. 金融商品の時価等に関する事項
- 2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。
- また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(※1)	14,176	13,971	△ 205
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	1,397	1,096	△ 301
その他有価証券	3,845	3,845	－
(3) 貸出金(※1)	21,247	20,293	
貸倒引当金(※2)	△ 713		
	20,533	20,293	△ 240
金融資産計	39,952	39,205	△ 747
(1) 預金積金(※1)	38,643	38,445	△ 198
金融負債計	38,643	38,445	△ 198

- (※1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。
- (※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針31号 2021年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

- (注1) 金融商品の時価等の算定方法
- 金融資産

- (1) 預け金
- 満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

- (2) 有価証券
株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
投資信託は市場における取引価格が存在している場合は、当該価格を時価としております。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価としており、当該重要な制限がある場合は基準価額を時価とみなしております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については13.から16.に記載しております。

- (3) 貸出金
貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算定結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。
① 6ヵ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。
② ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

- (1) 預金積金
要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿簿価）を時価とみなしております。定期性預金の時価は、一定の期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を一種類の市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。
(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	30
全信組連出資金（※1）	175
合 計	205

（※1） 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

13. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下17.まで同様であります。

- (1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。
(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	－百万円	－百万円	－百万円
その他	－	－	－
小計	－	－	－

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	597百万円	469百万円	△127百万円
その他	800	626	△173
小計	1,397	1,096	△301
合計	1,397	1,096	△301

- (3) 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。
(4) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	1,093百万円	759百万円	334百万円
債 券	－	－	－
国 債	－	－	－
社 債	－	－	－
その他	389	369	19
小計	1,482	1,129	353

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	55百万円	56百万円	0百万円
債 券	1,737	2,195	△457
国 債	1,108	1,495	△386
社 債	628	700	△71
その他	569	599	△29
小計	2,362	2,851	△488
合計	3,845	3,980	△135

14. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。
15. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益	売却損
799百万円	162百万円	209百万円

16. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10 年 超
債 券	100百万円	500百万円	200百万円	2,000百万円
国 債	－	100	100	1,900
社 債	100	400	100	100
その他	－	－	200	700
合計	100	500	400	2,700

17. 有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準の概要は以下のとおりであります。

- 時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄
- 時価が取得原価に比べ30%以上50%未満下落し、財務内容や格付が一定水準以下の銘柄

18. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	73百万円
危険債権額	950百万円
三月以上延滞債権額	－
貸出条件緩和債権額	126百万円
合計額	1,149百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準じる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

19. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は750千円であります。

20. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、3,352百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが3,352百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

21. 有形固定資産の減価償却累計額 557百万円
22. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 22百万円
23. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	184百万円
退職給付引当金	7
役員退任慰労引当金	12
減損損失	19
有価証券評価差額金	38
その他	16
繰延税金資産小計	279
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△259
繰延税金資産合計	20
繰延税金負債	－
繰延税金資産の純額	20百万円

24. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産	預け金	1,000百万円
担保資産に対応する債務	借入金	－百万円

上記のほか、為替取引及び日本銀行歳入復代埋店取引のために預け金1,005百万円を担保として提供しているほか、全国協同組合保障基金として預け金152百万円を担保として提供しております。

25. 出資1口当たりの純資産額は6,169円42銭です。

主要な経営指標の推移

◆ 主要な経営指標の推移

(単位：千円)

区 分	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経 常 収 益	669,175	643,591	619,001	596,089	582,756	611,195	619,890	653,576	634,078
経 常 利 益	95,944	124,217	85,074	105,918	77,996	108,398	116,697	71,134	117,249
当 期 純 利 益	83,005	123,676	84,818	103,283	77,047	107,796	116,697	71,409	95,432
預 金 積 金 残 高	31,216,095	30,399,895	30,613,330	29,914,075	30,266,906	30,375,253	30,620,003	31,247,328	32,524,962
貸 出 金 残 高	15,711,612	15,929,821	15,844,072	14,997,912	15,265,708	16,141,004	16,743,480	16,786,371	16,421,391
有 価 証 券 残 高	2,677,538	2,906,786	3,159,401	3,241,842	2,433,600	2,864,756	3,480,202	2,916,515	3,669,440
総 資 産 額	32,738,410	32,052,351	32,366,382	31,832,436	32,223,344	32,565,043	34,947,059	36,406,155	37,756,465
純 資 産 額	1,337,874	1,471,900	1,583,955	1,742,837	1,809,844	2,008,109	2,137,564	2,151,481	2,220,455
自己資本比率(単体)	10.52%	11.21%	11.78%	12.80%	12.74%	12.13%	11.63%	11.82%	11.89%
出 資 総 額	399,697	397,173	398,737	404,949	412,466	415,829	414,307	413,676	413,026
出 資 口 数	399,697口	397,173口	398,737口	404,949口	412,466口	415,829口	414,307口	413,676口	413,026口
出資に対する配当金	12,056	16,084	11,955	12,020	12,203	12,479	12,415	12,393	12,353
職 員 数	44人	45人	45人	45人	43人	46人	45人	46人	43人
区 分	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	
経 常 収 益	647,190	646,130	600,777	629,907	628,891	874,551	884,028	1,050,086	
経 常 利 益	168,557	124,924	95,920	106,867	112,448	76,091	51,791	62,217	
当 期 純 利 益	142,699	82,622	70,807	66,083	90,862	41,525	37,925	18,234	
預 金 積 金 残 高	33,770,205	36,038,332	36,698,175	37,349,163	38,330,243	38,022,862	38,458,934	38,643,427	
貸 出 金 残 高	17,496,884	17,918,861	20,958,035	20,576,742	20,800,199	20,500,590	20,555,947	21,247,767	
有 価 証 券 残 高	3,575,118	4,392,946	5,872,389	6,860,185	7,122,987	5,848,115	5,742,861	5,273,368	
総 資 産 額	39,161,562	39,240,982	40,146,842	40,747,597	40,929,038	40,746,032	40,792,741	41,353,342	
純 資 産 額	2,365,364	2,204,293	2,493,022	2,453,395	2,349,506	2,468,045	2,041,140	2,344,979	
自己資本比率(単体)	11.97%	11.74%	12.59%	12.44%	12.30%	12.41%	13.26%	13.14%	
出 資 総 額	412,592	406,303	402,603	399,768	393,663	391,584	383,917	380,097	
出 資 口 数	412,592口	406,303口	402,603口	399,768口	393,663口	391,584口	383,917口	380,097口	
出資に対する配当金	20,591	12,197	12,057	11,996	11,910	11,399	11,517	11,442	
職 員 数	45人	45人	45人	46人	49人	49人	44人	42人	

- (注) 1. 残高係数は、期末日現在を記載。なお、総資産額には、債務保証見返りを含めておりません。
2. 自己資本比率(単体)は、2006年金融庁告示第22号により算出しております。なお、当組合は関連会社等の保有はありません。

◆ 資金運用勘定・調達勘定の平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	年度	平均残高	利 息	利回	
資金運用勘定	2024年度	41,523	633	1.52	
	2025年度	41,444	850	2.05	
	うち貸出金	2024年度	21,077	461	2.18
		2025年度	20,614	477	2.31
	うち預け金	2024年度	14,262	33	0.23
		2025年度	14,652	69	0.47
	うち金融機関貸付等	2024年度	-	-	-
		2025年度	-	-	-
	うち有価証券	2024年度	6,008	130	2.17
		2025年度	6,003	297	4.95
資金調達勘定	2024年度	39,500	24	0.06	
	2025年度	39,229	71	0.18	
	うち預金積金	2024年度	39,473	24	0.06
		2025年度	39,205	71	0.18
	うち借入金	2024年度	-	-	-
		2025年度	-	-	-

◆ 先物取引の時価情報

(単位：百万円)

区 分		2024年度			2025年度							
		契約額	時価	差損益	契約額	時価	差損益					
金利	売建											
	買建											
債券	売建											
	買建											
合計	売建											
	買建											
差引計												

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

◆ オフバランス取引の状況

(単位：百万円)

項 目	2024年度		2025年度	
	契 約 金 額 想定元本額	与信相当額	契 約 金 額 想定元本額	与信相当額
金 利 ス ワ ッ プ				
通 貨 ス ワ ッ プ				
先物外国為替取引				
金利オプション（買）				
通貨オプション（買）				
その他金融派生商品				
合 計				

(注) 当組合は、現在取引を行っておりません。

◆粗利益

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
資 金 運 用 収 益	633,517	850,771
資 金 調 達 費 用	24,872	71,361
資 金 運 用 収 支	608,645	779,410
役 務 取 引 等 収 益	31,070	33,199
役 務 取 引 等 費 用	21,727	21,043
役 務 取 引 等 収 支	9,343	12,156
そ の 他 業 務 収 益	3,806	3,508
そ の 他 業 務 費 用	27,859	210,806
そ の 他 業 務 収 支	▲ 24,053	▲ 207,298
業 務 粗 利 益	593,934	584,268
業 務 粗 利 益 率	1.43%	1.40%

(注) 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定平均残高×100

◆業務純益

(単位：千円)

項 目	2024年度	2025年度
業 務 純 益	27,087	79,090
実 質 業 務 純 益	105,670	92,477
コ ア 業 務 純 益	133,499	303,059
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約益を除く。)	114,839	143,607

◆総資金利鞘等

区 分	2024年度	2025年度
資 金 運 用 利 回 (A)	1.52%	2.05%
資 金 調 達 原 価 率 (B)	1.29%	1.43%
総 資 金 利 鞘 (A－B)	0.23%	0.62%

◆総資産利益率

区 分	2024年度	2025年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.12%	0.15%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.09%	0.04%

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝経常(当期純)利益／総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

◆その他業務収益の内訳

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
外 国 為 替 売 買 益	－	－
商 品 有 価 証 券 売 買 益	－	－
国 債 等 債 券 売 却 益	－	－
国 債 等 債 券 償 還 益	－	－
そ の 他 の 業 務 収 益	3,806	3,508
合 計	3,806	3,508

◆一店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
1 店舗当たりの預金残高	7,691	7,728
1 店舗当たりの貸出金残高	4,111	4,249

◆職員1人あたりの預金及び貸出金残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
職員1人当たりの預金残高	874	920
職員1人当たりの貸出金残高	467	505

◆経費の内訳

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
人 件 費	285,672	281,333
報 酬 給 料 手 当	235,864	225,548
賞 与 引 当 金 純 繰 入 額	▲ 1,184	1,198
退 職 給 付 費 用	14,740	14,861
社 会 保 険 料 等	36,251	39,724
物 件 費	201,496	210,429
事 務 費	106,910	114,235
固 定 資 産 費	32,183	33,761
事 業 費	21,787	15,699
人 事 厚 生 費	4,577	8,495
預 金 保 険 料	5,572	5,609
固 定 資 産 償 却	30,466	32,627
税 金	5,148	5,276
合 計	492,317	497,039

◆役務取引の状況

(単位：千円)

科 目	2024年度	2025年度
役 務 取 引 等 収 益	31,070	33,199
受 入 為 替 手 数 料	13,472	13,688
そ の 他 の 受 入 手 数 料	17,573	19,480
その他の役務取引等収益	24	29
役 務 取 引 等 費 用	21,727	21,043
支 払 為 替 手 数 料	8,087	8,089
そ の 他 の 支 払 手 数 料	4,526	4,006
その他の役務取引等費用	9,114	8,948

◆受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項 目	2024年度	2025年度
受 取 利 息 の 増 減	▲ 83,664	217,254
支 払 利 息 の 増 減	14,840	46,489

◆預貸率および預証率

区 分	2024年度	2025年度
預 貸 率		
期 末 残 高	53.44%	54.98%
期 中 平 残	53.39%	52.58%
預 証 率		
期 末 残 高	14.93%	13.64%
期 中 平 残	15.22%	15.31%

◆有価証券、金銭の信託等の取得価格又は契約価格、時価及び評価損益

(単位：百万円)

種 類	年 度	取得価格 (A)	時 価 (B)	評価損益 (B)－(A)
有 価 証 券	2024年度	6,178	5,563	▲ 615
	2025年度	5,408	4,972	▲ 436
金 銭 の 信 託	2024年度			
	2025年度			
デリバティブ 等 商 品	2024年度			
	2025年度			

(注) 1. 有価証券、金銭の信託は、上場有価証券については決算日の時価、非上場有価証券については価格等の算定が可能なもの(店頭売買有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公債債権については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に掲載されている銘柄の利回りに基づいて計算した価格、証券投資信託の受益証券については基準価格)については時価相当額、その他のものは帳簿価格です。

2. デリバティブ等商品とは、預金等と協同組合による金融事業に関する法律施行規則第41条第1項第5号に掲げる取引(金融先物取引、先物外国為替取引、有価証券デリバティブ取引等)を組合わせた商品です。

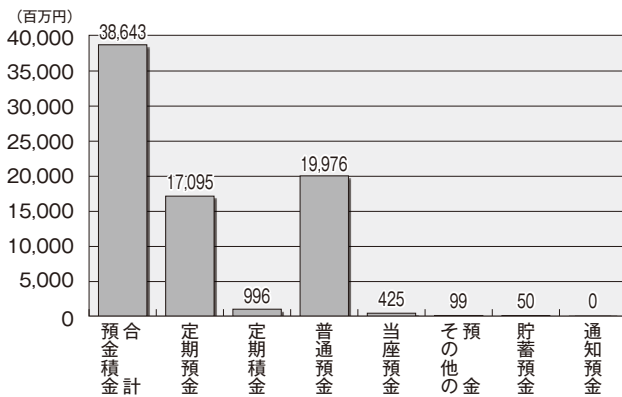
預金

◆ 預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流 動 性 預 金	19,095	48.37	19,920	50.81
定 期 性 預 金	20,323	51.49	19,224	49.03
譲 渡 性 預 金	—	—	—	—
そ の 他 の 預 金	54	0.14	60	0.15
合 計	39,473	100.00	39,205	100.00

◆ 2025年度 預金科目別構成グラフ



融資

◆ 貸出金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割 引 手 形	16	0.08	7	0.03
手 形 貸 付	1,978	9.38	1,871	9.08
証 書 貸 付	17,729	84.12	17,471	84.75
当 座 貸 越	1,353	6.42	1,263	6.13
合 計	21,077	100.00	20,614	100.00

◆ 担保種別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位：百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額	構成比
当組合預金	2024年度	281	1.37	—
	2025年度	309	1.46	—
有 価 証 券	2024年度	—	—	—
	2025年度	—	—	—
動 産	2024年度	—	—	—
	2025年度	—	—	—
不 動 産	2024年度	7,831	38.10	52
	2025年度	8,011	37.70	92
そ の 他	2024年度	—	—	—
	2025年度	—	—	—
小 計	2024年度	8,113	39.47	52
	2025年度	8,320	39.16	92
信用保証協会・信用保険	2024年度	1,952	9.50	1
	2025年度	1,940	9.13	1
保 証	2024年度	4,914	23.91	2
	2025年度	4,872	22.93	1
信 用	2024年度	5,575	27.12	1
	2025年度	6,113	28.77	3
合 計	2024年度	20,555	100.00	56
	2025年度	21,247	100.00	99

◆ 預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個 人	30,306	78.80	30,419	78.72
法 人	8,152	21.20	8,224	21.28
一 般 法 人	5,891	15.32	6,286	16.27
金 融 機 関	—	—	—	—
公 金	2,261	5.88	1,937	5.01
合 計	38,458	100.00	38,643	100.00

◆ 定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区 分	2024年度	2025年度
固 定 金 利 定 期 預 金	17,639	16,667
変 動 金 利 定 期 預 金	38	21
そ の 他 の 定 期 預 金	445	406
合 計	18,123	17,095

◆ 財形貯蓄預金残高

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
財 形 貯 蓄 残 高	14	10

◆ 貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円、%)

業 種 別	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
製 造 業	1,488	7.24	1,340	6.31
農 業 ・ 林 業	1,093	5.32	1,161	5.46
漁 業	11	0.05	10	0.05
鉱業・採石業・砂利採取業	—	—	—	—
建 設 業	1,342	6.53	1,488	7.00
電気・ガス・熱供給・水道業	68	0.33	64	0.30
情 報 通 信 業	339	1.65	357	1.68
運 輸 業 ・ 郵 便 業	354	1.72	319	1.50
卸 売 業 ・ 小 売 業	2,322	11.30	2,362	11.12
金 融 業 ・ 保 険 業	300	1.46	300	1.41
不 動 産 業	132	0.64	159	0.75
物 品 賃 貸 業	24	0.12	23	0.11
学術研究・専門・技術サービス業	73	0.36	72	0.34
宿 泊 業	1,287	6.26	1,335	6.28
飲 食 業	748	3.64	811	3.82
生活関連サービス業・娯楽業	226	1.10	215	1.01
教 育 ・ 学 習 支 援 業	12	0.06	4	0.02
医 療 ・ 福 祉	201	0.98	186	0.88
そ の 他 の サ ー ビ ス	1,780	8.66	1,854	8.73
そ の 他 の 産 業	373	1.81	362	1.70
小 計	12,183	59.27	12,433	58.52
国・地方公共団体等	2,906	14.14	3,600	16.94
個人(住宅・消費・納税資金等)	5,466	26.59	5,213	24.54
合 計	20,555	100.00	21,247	100.00

◆ 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
運 転 資 金	10,059	48.94	9,829	46.26
設 備 資 金	10,496	51.06	11,418	53.74
合 計	20,555	100.00	21,247	100.00

◆ 消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
消 費 者 ロ ー ン	1,229	29.46	1,167	28.71
住 宅 ロ ー ン	2,942	70.52	2,898	71.29
合 計	4,172	100.00	4,065	100.00

◆ 貸出金償却

(単位：百万円)

項 目	2024年度	2025年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

◆ 貸出金金利区分別残高

(単位：百万円、%)

項 目	2024年度		2025年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
固 定 金 利 貸 出	9,354	53.43	9,620	52.36
変 動 金 利 貸 出	8,151	46.56	8,754	47.64
合 計	17,506	100.00	18,374	100.00

◆ 貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	金 額	増 減 額	金 額	増 減 額
一 般 貸 倒 引 当 金	158	78	172	13
個 別 貸 倒 引 当 金	446	▲ 65	541	170
合 計	605	13	713	183

◆ リスク管理債権および金融再生法開示債権の状況

I. リスク管理債権および同債権に対する保全額の状況

2026年3月末

(単位：千円)

区 分		貸出残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B + C) / A
破 綻 先 債 権	2024年度	561	—	561	100.00%
	2025年度	561	—	561	100.00%
延 滞 債 権	2024年度	844,198	356,721	446,099	95.10%
	2025年度	1,022,704	461,099	540,932	97.98%
3か月以上延滞債権	2024年度	—	—	—	—
	2025年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	2024年度	256,018	54,615	57,412	43.76%
	2025年度	126,476	15,075	21,025	28.54%
合 計	2024年度	1,100,779	411,336	504,074	83.16%
	2025年度	1,149,742	476,174	562,519	90.34%

※リスク管理債権については、総与信（貸出金等関連する債権）のうち貸出金のみを算出し表記したものです。

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立又は弁済の見込みが無いものとして未収利息計上しなかった貸出金（貸出償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号のイ.会社更生法等の規定による更正手続開始の申立てであった債務者、ロ.民事再生法の規定による再生手続開始の申立てであった債務者、ハ.破産法の規定による破産の申立てであった債務者、ニ.商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立てであった債務者、ホ.手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
2. 「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援（以下「経営再建等」という。）を図ることを目的として、利息の支払を猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。
3. 「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金（上記1.および2.を除く）です。
4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.～3.を除く）です。
5. 「担保・保証等 (B)」は、「リスク管理債権総額 (A)」における自己査定に基づく担保の処分可能見込み額及び保証による回収が可能と認められる額です。
6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

II. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額の状況

2026年3月末

(単位：千円)

区 分	年度別	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	2024年度	78,625	71,031	7,593	78,625	100.00%	100.00%
	2025年度	73,133	64,746	8,386	73,133	100.00%	100.00%
危 険 債 権	2024年度	766,135	285,690	439,067	724,757	94.60%	91.39%
	2025年度	950,132	396,352	533,107	929,460	97.82%	96.27%
要 管 理 債 権	2024年度	256,018	54,615	57,412	112,027	43.76%	28.51%
	2025年度	126,476	15,075	21,025	36,100	28.54%	18.87%
不 良 債 権 計	2024年度	1,100,779	411,336	504,074	915,410	83.16%	73.11%
	2025年度	1,149,742	476,174	562,519	1,038,694	90.34%	83.51%
正 常 債 権	2024年度	19,533,273					
	2025年度	20,221,133					
合 計	2024年度	20,634,053					
	2025年度	21,370,875					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する債権です。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。
5. 「担保・保証等（B）」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
6. 「貸倒引当金（C）」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

Ⅲ. 自己査定による総与信の債務者区分に基づく各債権額の詳細及び引当金内訳

2026年3月末

(単位：千円)

債務者区分別債権		I分類額	Ⅱ分類額	Ⅲ分類額	Ⅳ分類額	債務者区分計	一般・個別貸倒引当金
①	破綻先債権額	－	－	－	561	561	561
②	実質破綻先債権額	－	64,746	603	7,221	72,571	7,824
③	破綻懸念先債権額	144,753	251,599	553,779	－	950,132	533,107
④	要管理先債権額	24,106	126,518	－	－	150,625	21,025
	その他要注意先債権額	513,403	2,623,938	－	－	3,137,342	123,862
⑤	正常先債権額	17,059,642	－	－	－	17,059,642	27,452
総与信額		17,741,906	3,066,802	554,382	7,783	21,370,875	713,834

資産運用

◆ 有価証券の時価情報

満期保有目的の債権

(単位:百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	100	101	1	－	－	－
	小計	100	101	1	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	597	540	▲ 56	597	469	▲ 127
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	700	576	▲ 123	800	626	▲ 173
	小計	1,297	1,116	▲ 180	1,397	1,096	▲ 301
合計		1,397	1,218	▲ 179	1,397	1,096	▲ 301

(注) 上記の「その他」は外国証券です。

その他有価証券

(単位:百万円)

	種類	2024年度			2025年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	572	452	120	1,093	759	334
	債券	－	－	－	－	－	－
	国債	－	－	－	－	－	－
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社債	－	－	－	－	－	－
	その他	283	269	13	389	369	19
	小計	855	721	133	1,482	1,129	353
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	225	248	▲ 22	55	56	0
	債券	2,036	2,492	▲ 455	1,737	2,195	▲ 457
	国債	1,391	1,792	▲ 400	1,108	1,495	▲ 386
	地方債	－	－	－	－	－	－
	社債	645	700	▲ 54	628	700	▲ 71
	その他	1,196	1,288	▲ 91	569	599	▲ 29
	小計	3,459	4,029	▲ 570	2,362	2,851	▲ 488
合計		4,314	4,751	▲ 436	3,845	3,980	▲ 135

(注) 上記の「その他」は外国証券及び投資信託です。市場価格のない株式等は本表に含まれておりません。

◆ 有価証券種類別平均残高

(単位：百万円、%)

区 分	2024年度		2025年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国 債	2,377	39.56	2,369	39.46
地 方 債	－	－	－	－
短 期 社 債	－	－	－	－
社 債	752	12.52	699	11.64
株 式	642	10.69	890	14.83
外 国 証 券	916	15.25	899	14.98
そ の 他 の 証 券	1,320	21.97	1,143	19.04
合 計	6,008	100.00	6,003	100.00

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

◆ 市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

区 分	2024年度 貸借対照表計上額	2025年度 貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	30	30
全信組連出資金	175	175
合 計	205	205

(注) 非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

◆ 有価証券種類別残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
国 債	2024年度	－	－	－	2,400
	2025年度	－	100	100	1,900
地 方 債	2024年度	－	－	－	－
	2025年度	－	－	－	－
短 期 社 債	2024年度	－	－	－	－
	2025年度	－	－	－	－
社 債	2024年度	－	300	300	100
	2025年度	100	400	100	100
株 式	2024年度	－	－	－	－
	2025年度	－	－	－	－
外 国 証 券	2024年度	－	－	100	800
	2025年度	－	－	200	700
その他の証券	2024年度	－	－	－	－
	2025年度	－	－	－	－
合 計	2024年度	－	300	400	3,300
	2025年度	100	500	400	2,700

(注) 残高には「期間の定めのないもの」は含まれておりません。

その他の業務

◆ 代理業務貸付残高の内訳

(単位：千円、%)

区 分	2024年度末		2025年度末	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
全 国 信 用 組 合 連 合 会	3,343	0.98	2,708	0.49
商 工 組 合 中 央 金 庫	－	－	－	－
日 本 政 策 公 庫 (うち教育ローン) (うち農林水産事業)	295,584 (3,866) (291,718)	86.83	508,599 (7,861) (500,738)	92.31
独立行政法人住宅金融支援機構	35,552	10.44	33,135	6.01
独立行政法人福祉医療機構	－	－	－	－
独立行政法人中小企業基盤整備機構	5,950	1.75	6,500	1.18
そ の 他	－	－	－	－
合 計	340,430	100.00	550,943	100.00

◆ 主要な業務の内容

A 預金業務

当座預金、普通預金、決済用預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、納税準備預金等を取扱っております。また、譲渡可能な定期預金(譲渡性預金)も取扱っております。

B 貸出業務

手形貸付、証書貸付、及び当座貸越(カードローン含む)、商業手形等の割引を取扱っております。

C 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

D 内国為替業務

送金為替、普通振込及び代金取立等を取扱っております。

E 外国為替業務

全国信用協同組合連合会の取次業務として輸出、輸入及び外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。

F 付帯業務

①. 債務の保証業務

②. 有価証券の貸付業務

③. 国債等の引受け

④. 代理業務

イ. (株)日本政策金融公庫の代理貸付

ロ. (株)商工組合中央金庫の代理貸付

ハ. 独立行政法人住宅金融支援機構の代理貸付

ニ. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の代理貸付

ホ. 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務

ヘ. 日本銀行の歳入復代理店業務
ト. 自動車損害賠償責任保険料収納及び保険金支払業務の代理

チ. 地方公共団体の公金取扱業務

リ. 株式会社払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務

⑤. 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣の定めるものに限る)

全国信用協同組合連合会

⑥. 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り

⑦. 住宅ローンに関連する火災保険の窓販業務

自己資本の充実の状況について

定性的開示項目

1. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金及び利益剰余金により構成されています。なお、当組合の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

(1) 普通出資

- ① 発行主体：ゆきぐに信用組合
- ② コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：380百万円（2026年3月末）

(2) その他の出資

該当ございません。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法等の概要

当組合は、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等のリスクを総体的に捉え、潜在的なリスクへの備えである自己資本と比較・対照することによって、自己資本の充実度を評価しております。具体的には、年度毎に自己資本を限度としてリスクの種類毎にリスク資本の予算を配賦したうえで、リスク量の実績を定期的に算定し、リスク量が配賦額の範囲に収まっていることを確認しております。リスク量の算定につきましては、市場リスクはVaR（バリュー・アット・リスク）^(注)等により行っており、オペレーショナル・リスクは告示に定める「標準的計測手法」に準じた方法により行っております。

(注) VaRとは、特定のポジションを一定期間保有すると仮定した場合において、一定の確率の範囲内で予想される最大の損失額をいいます。

3. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクです。当組合では、融資部を主管部として厳正な融資審査の実施に万全を期しております。また、大口貸出や特定業種への偏重を避けるために与信集中リスク管理やポートフォリオ管理を徹底し、定期的に管理状況を常務会等に報告を行っております。

(2) 標準的手法

リスク・ウェイトの判定にあたっては、内部管理との整合性を考慮し、また、特定の格付機関に偏らず、格付の客観性を高めるためにも複数の格付機関の格付を使用することが適切との判断にもとづき、エクスポート^(注)の種類にかかわらず、以下の格付機関の格付を使用しております。なお、貸出金については、適格格付機関等は使用していません。

- ・(株)格付投資情報センター（R&I）
- ・(株)日本格付研究所（JCR）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ（S&P）
- ・ムーディーズ（Moody's）

(注) エクスポートとは、リスクにさらされている金融資産の総額のことであり、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機

関保証、民間保証等ありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱要綱」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

告示で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理方針及び手続きの概要

仕組債や投資信託等の金融商品に内包されているデリバティブ取引については、金融商品毎の実行権限及び運用枠の中で一元管理をしております。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合においては該当するエクスポージャーはございません。

7. CVAリスクに関する事項

(1) CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称および対象取引の概要

当組合においては該当するエクスポージャーはございません。

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムの不適切や外生的な事象などにより被るリスクです。事務リスク、システムリスク以外の、法務、風評などその他のリスクについてもオペレーショナル・リスクに含めて管理しております。

事務リスクについては業務の種類ごとに、業務部（預金・為替・外国為替）、融資部がそれぞれ担当し、事務の厳正化、効率化に努めています。事故の未然防止のため監査室による監査を営業店、本部に対して年1回実施しているほか、各営業店においても毎月1回の店内検査を行っております。さらに、業務部・融資部と監査室の連携による営業店への事務指導や、各種研修の開催を通じて事務能力の向上を図るなど、リスクの軽減に取り組んでおります。

システムリスクについては、当組合が加盟しているしくみ全国共同センター（SKC）を通じて、災害、回線障害やコンピューター犯罪等に対する安全対策として、コンピューター回線の二重化・暗号化やバックアップセンターの稼働により、万一の障害にも対応できる体制を整備しております。顧客データに関しても、個人情報保護規程に基づきお客さまの情報は適正な方法で入手し厳正な管理・運営体制により取り扱うなど、情報の漏洩防止策を講じております。

また、高度化するサイバー攻撃に組織的に対応するため、「サイバーセキュリティ管理の基本方針」の策定、CSIRTを設置するとともに、他金融機関との情報共有・情報連携を実施しています。

法務リスクについては、法令等遵守の徹底を最重要項目として取り組んでおります。具体的な内容は「コンプライアンス（法令等遵守）体制」（P.36）に掲載しております。

また、当組合では風評リスクが他のリスクに連動する重大性を認識し、お客さまからの苦情や要望などに対しては速やかに経営陣へ報告し、適切な対応を行っております。

(2) BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第305条に定められた方法に基づき算出しております。

(3) ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第306条第1項第4号に基づき「1」を使用しております。

(4) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した連結子法人等または事業部門の有無該当ございません。

(5) オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無該当ございません。

9. 出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

当組合は、「市場リスク管理方針」におきまして、出資等または株式等エクスポージャー（以下「株式等」という。）に関するリスクを株式等の価格の変動に伴い資産価格が減少するリスク（価格変動リスク）であると定義したうえで、市場リスク管理の重要性を十分認識し、市場リスクの定量化を行うことによって、適切な価格変動リスクの管理を行う旨、定めております。株式等の価格変動リスクの定量化につきましては、上場株式、証券投資信託等（不動産投資法人への出資等を含む）を対象として、VaR、シミュレーション分析等の手法によりリスク量を定量化し、定期的にリスクの状況のモニタリングおよび経営陣に対する報告を行っております。

株式等の価格変動リスクの計測は、VaR（信頼水準99%、保有期間120日、観測期間240日）により行っており、リスク量はALM委員会に月次で報告しております。

10. 金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針および手続の概要

当組合では、金利リスクについて、市場リスクの一つとして管理しております。また、金利リスクについては、金融機関が保有する資産・負債のうち市場金利に影響の受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預け金、預金等）を管理対象とし、モニタリング体制の整備等により管理しております。

管理指標としては、VaR法によりリスク量を計測しており、年度当初に設定した限度枠の遵守状況等を含め、

ALM委員会に月次で報告しております。さらに、金利の変動による経済価値変化の指標である△EVEを計測し、ALM委員会に報告しております。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

① 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当組合が自ら開示を行う金利リスクに関する事項

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期2.50年となっております。
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期2.50年としております。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約については、当局が定める保守的な設定値を採用しております。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
金利リスクの算定にかかる前提に変動はありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

当期の△EVEは487百万円であります。計測値については、当組合の自己資本額および保有有価証券の含み損益など、他の経営指標とのバランスを総合的に勘案し、健全性に問題ない水準であると判断しております。

② 当組合が自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
△EVE以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックについては、過去の経済イベントや、景気シナリオ等に基づく金利変動としております。
- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVEと大きく異なる点）

当組合では、有価証券（その他保有目的、満期保有目的）及び有価証券を除いた金利リスク（預金・貸出金・預け金等）については、保有期間120日、観測期間240日、信頼水準99%を前提としたVaR法による計測を行っております。



2026年度 職員大会・入組式

I. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位：百万円)

項 目	2024 年度	2025 年度
コア資本に係る基礎項目（１）		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	2,465	2,468
うち、出資金及び資本剰余金の額	383	380
うち、利益剰余金の額	2,093	2,100
うち、外部流出予定額（△）	11	11
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	113	114
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	113	114
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	2,579	2,583
コア資本に係る調整項目（２）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	5	5
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	5	5
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る十パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－

項 目	2024 年度	2025 年度
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	5	5
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	2,573	2,577
リスク・アセット等（３）		
信用リスク・アセットの額の合計額	18,250	18,320
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	－
うち、他の金融機関向けエクスポージャー	－	－
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	二	－
勘定間の振替分	－	－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,155	1,297
フロア調整額	－	－
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	19,405	19,617
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.26%	13.14%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（2006年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

Ⅱ. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	18,250	730	18,320	732
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	18,250	730	18,320	732
(i) ソブリン向け	84	3	101	4
(ii) 金融機関向け	3,142	125	3,215	128
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—	—	—
(iii) カバードボンド向け	—	—	—	—
(iv) 法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	6,168	246	6,237	249
特定貸付債権向け	—	—	—	—
(v) 中堅中小企業等個人向け	3,621	144	3,609	144
トランザクター向け	75	3	68	2
(vi) 不動産関連向け	1,452	58	1,477	59
自己居住用不動産向け	1,219	48	1,216	48
賃貸用不動産向け	233	9	260	10
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—
(vii) 劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—
(viii) 延滞等向け	793	31	601	24
(ix) 自己居住不動産向けエクスポージャーに係る延滞	7	0	14	0
(x) 株式等	2,189	87	2,230	89
(xi) 重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(xii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	—	—	—	—
(xiii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	175	7	175	7
(xiv) その他	614	24	657	26
② 証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式（250%）	—	—	—	—

	2024年度		2025年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
蓋然性方式（400%）	—	—	—	—
フォールバック方式（1,250%）	—	—	—	—
④ 未決済取引	—	—	—	—
⑤ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥ CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額（簡便法）	—	—	—	—
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	1,155	46	1,297	51
BI	770		864	
BIC	92		103	
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	19,405	776	19,617	784

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセットの額×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
4. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
5. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
6. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
7. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。
8. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地区別・業種別・残存期間別〉

（単位：百万円）

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
	国 内	41,724	41,971	379	434	3,400	3,100	－	－	1,020	1,056
	国 外	600	600	－	－	600	600	－	－	－	－
	地 域 別 合 計	42,324	42,571	379	434	4,000	3,700	－	－	1,020	1,056
	製 造 業	2,009	1,821	22	22	100	100	－	－	89	94
	農 業、林 業	1,250	1,309	59	58	－	－	－	－	60	124
	漁 業	28	27	0	0	－	－	－	－	－	－
	鉱業、採石業、砂利採取業	49	22	－	－	－	－	－	－	－	－
	建 設 業	1,576	1,734	60	70	－	－	－	－	79	77
	電気・ガス・熱供給・水道業	132	130	4	5	－	－	－	－	－	－
	情 報 通 信 業	366	406	2	2	－	－	－	－	－	－
	運 輸 業、郵 便 業	457	421	2	2	100	100	－	－	－	－
	卸 売 業、小 売 業	2,438	2,620	31	45	－	－	－	－	165	150
	金 融 業、保 険 業	16,977	16,734	0	0	1,100	1,100	－	－	－	－
	不 動 産 業	233	260	1	0	100	100	－	－	－	－
	物 品 賃 貸 業	127	126	3	3	100	100	－	－	－	－
	学術研究・専門・技術サービス業	86	84	5	6	－	－	－	－	－	－
	宿 泊 業	1,293	1,337	0	1	－	－	－	－	259	251
	飲 食 業	838	888	7	10	－	－	－	－	－	0
	生活関連サービス業・娯楽業	254	243	6	6	－	－	－	－	－	－
	教 育・学 習 支 援 業	12	4	－	－	－	－	－	－	－	－
	医 療・福 祉	239	232	－	－	－	－	－	－	－	－
	そ の 他 の サ ー ビ ス	2,119	2,178	30	27	100	100	－	－	166	162
	そ の 他 の 産 業	459	365	5	2	－	－	－	－	2	－
	国・地方公共団体等	5,306	5,702	－	－	2,400	2,100	－	－	－	－
	個 人	4,839	4,646	136	169	－	－	－	－	196	195
	そ の 他	1,226	1,270	－	－	－	－	－	－	－	－
	業 種 別 合 計	42,324	42,571	379	434	4,000	3,700	－	－	1,020	1,056
	1 年 以 下	20,455	21,553	0	0	－	100	－	－		
	1 年 超 3 年 以 下	4,971	6,273	1	1	100	100	－	－		
	3 年 超 5 年 以 下	4,621	3,389	5	3	200	400	－	－		
	5 年 超 7 年 以 下	1,481	1,130	13	15	300	100	－	－		
	7 年 超 10 年 以 下	946	1,574	－	－	100	300	－	－		
	10 年 超	4,728	4,089	35	78	3,300	2,700	－	－		
	期 間 の 定 め の な い も の	3,893	3,290	322	334	－	－	－	－		
	そ の 他	1,226	1,270	－	－	－	－	－	－		
	残 存 期 間 別 合 計	42,324	42,571	379	434	4,000	3,700	－	－		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
- ① 金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 - ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 - ③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分などに分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等の資産が含まれます。
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2024年度	80	158	－	80	158
	2025年度	158	172	－	158	172
個別貸倒引当金	2024年度	511	446	58	453	446
	2025年度	446	541	75	371	541
合 計	2024年度	591	605	58	533	605
	2025年度	605	713	75	529	713

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
製 造 業	13	65	65	71	－	－	13	65	65	71	－	－
農 業、林 業	－	－	－	29	－	－	－	－	－	29	－	－
漁 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
鉱業・採石業・砂利採取業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建 設 業	47	47	47	45	－	－	47	47	47	45	－	－
電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情 報 通 信 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
運 輸 業、郵 便 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
卸 売 業、小 売 業	93	88	88	106	－	73	93	14	88	106	－	－
金 融 業、保 険 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
不 動 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
物 品 賃 貸 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
学術研究・専門・技術サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
宿 泊 業	228	161	161	194	57	－	171	161	161	194	－	－
飲 食 業	0	－	－	0	0	－	0	－	－	0	－	－
生活関連サービス業・娯楽業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
教 育・学 習 支 援 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
医 療・福 祉	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
そ の 他 の サ ー ビ ス	41	35	35	34	－	－	41	35	35	34	－	－
そ の 他 の 産 業	－	2	2	－	－	1	－	0	2	－	－	－
国・地 方 公 共 団 体 等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人	85	46	46	58	－	－	85	46	46	58	－	－
合 計	511	446	446	541	58	75	453	371	446	541	－	－

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



2025年度 半期全体集会・札勘検定模範披露

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2024年度					
現金	450	－	450	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,389	－	2,389	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	2,906	－	2,906	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	15,012	－	15,012	－	3,142	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社 向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	7,723	783	7,634	103	6,168	80
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,435	4,991	4,216	264	3,621	81
トランザクター向け	－	1,886	－	166	75	45
不動産関連向け	3,103	－	3,102	－	1,452	47
自己居住用不動産等向け	2,648	－	2,647	－	1,219	46
賃貸用不動産向け	454	－	454	－	233	51
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC 向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	605	10	605	1	793	131
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	7	－	7	－	7	100
取立未済手形	5	－	5	－	1	20
信用保証協会等による保証付	1,747	－	1,746	－	84	5
株式会社地域経済活性化支援機構等によ る保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	2,189	－	2,189	－	2,189	100
合 計					17,462	

(単位：百万円)

	CCF・信用リスク削減効果 適用前		CCF・信用リスク削減効果 適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	2025年度					
現金	439	－	439	－	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,092	－	2,092	－	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	3,602	－	3,602	－	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	15,376	－	15,376	－	3,215	21
第一種金融商品取引業者及び保険会社 向け	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	7,833	890	7,700	109	6,237	80
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	4,391	5,049	4,198	310	3,609	80
トランザクター向け	－	1,736	－	152	68	45
不動産関連向け	3,039	－	3,039	－	1,477	49
自己居住用不動産等向け	2,567	－	2,567	－	1,216	47
賃貸用不動産向け	472	－	472	－	260	55
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	520	10	503	1	601	119
自己居住用不動産等向けエクスポ ージャーに係る延滞	26	－	26	－	14	54
取立未済手形	3	－	3	－	0	20
信用保証協会等による保証付	1,716	－	1,715	－	101,263	6
株式会社地域経済活性化支援機構等によ る保証付	－	－	－	－	－	－
株式等	1,715	－	1,715	－	2,230	130
合　　計					17,489	

(注) 1. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目（％）のことです。
2. 「リスク・ウェイトの加重平均値（％）」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バラン
スの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

ホ、標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳（単位：百万円）

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																	
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	100%	105%	130%	150%	合計
	2024年度																	
現金	450	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	450
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,389	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,389
外国の中央政府及び中央銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際決済銀行等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の地方公共団体向け	2,906	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,906
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
国際開発銀行向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方公共団体金融機構向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	13,812	－	1,100	－	－	－	100	－	－	－	－	－	－	－	－	15,012
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
カバード・ボンド向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	－	18	500	－	－	－	－	－	200	－	－	－	7,019	－	－	－	－	7,737
特定貸付債権向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	38	－	－	－	－	－	166	168	－	－	2,593	－	1,513	－	－	－	4,480
トランザクター向け	－	－	－	－	－	－	－	166	－	－	－	－	－	－	－	－	－	166
不動産関連向け	－	136	569	145	291	96	205	137	250	113	1,032	72	－	－	50	－	－	3,102
自己居住用不動産等向け	－	136	569	145	234	－	205	－	250	－	1,032	72	－	－	－	－	－	2,647
賃貸用不動産向け	－	－	－	－	56	96	－	137	－	113	－	－	－	－	50	－	－	454
事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ADC向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	－	－	－	－	－	－	－	－	60	－	－	－	－	111	－	－	434	606
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7	－	－	－	7
取立未済手形	－	－	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5
信用保証協会等による保証付	902	844	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,746
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
株式等	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,189	－	－	－	2,189
合 計	6,648	1,038	14,887	145	1,391	96	205	304	779	113	1,032	2,665	7,019	3,822	50	－	434	40,635

(単位：百万円)

	資産の額及び与信相当額の合計額（CCF・信用リスク削減効果適用後）																		
	0%	10%	20%	25%	30%	35%	40%	45%	50%	60%	70%	75%	85%	100%	105%	130%	150%	合計	
	2025年度																		
現金	439	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	439	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	2,092	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,092	
外国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の地方公共団体向け	3,602	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,602	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	14,176	-	1,100	-	-	-	100	-	-	-	-	-	-	-	-	15,376	
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
法人等向け（特定貸付債権向けを含む）	-	7	500	-	-	-	-	-	200	-	-	-	7,102	-	-	-	-	7,809	
特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
中堅中小企業等向け及び個人向け	-	47	-	-	-	-	-	18	301	-	-	2,752	-	1,388	-	-	-	4,508	
トランザクター向け	-	-	-	-	-	-	-	18	133	-	-	-	-	-	-	-	-	152	
不動産関連向け	-	108	513	76	416	47	208	86	242	108	1,071	76	-	-	82	-	-	3,039	
自己居住用不動産等向け	-	108	513	76	288	-	208	-	242	-	1,071	56	-	-	-	-	-	2,567	
賃貸用不動産向け	-	-	-	-	127	47	-	86	-	108	-	19	-	-	82	-	-	472	
事業用不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
その他不動産関連向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
ADC向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
劣後債権及びその他資本性証券等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	-	-	-	-	-	-	-	-	93	-	-	-	-	124	-	-	287	504	
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	13	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13	-	-	-	26	
取立未済手形	-	-	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	
信用保証協会等による保証付	703	1,012	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,715	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
株式等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1,715	-	1,715	
合 計	6,837	1,189	15,193	76	1,516	47	208	105	937	108	1,071	2,828	7,102	1,525	82	1,715	287	40,835	

へ、リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用リ スク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	2024年度			
40%未満	24,209	－	－	24,207
40%～70%	2,269	1,886	9	2,436
75%	2,780	3,006	3	2,665
80%	－	－	－	－
85%	7,004	783	14	7,019
90%～100%	3,830	98	7	3,822
105%～130%	50	－	－	50
150%	433	10	10	434
250%	－	－	－	－
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	40,577	5,785	7	40,635

告示で定めるリスク・ ウェイト区分 (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額 の合計額（CCF・信用リ スク削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
	2025年度			
40%未満	24,862	－	－	24,861
40%～70%	2,287	1,802	9	2,431
75%	2,905	3,154	3	2,828
80%	－	－	－	－
85%	7,125	890	13	7,102
90%～100%	1,489	93	53	1,525
105%～130%	1,798	－	－	1,798
150%	287	10	10	287
250%	－	－	－	－
400%	－	－	－	－
1250%	－	－	－	－
その他	－	－	－	－
合 計	40,758	5,951	7	40,835

(注) 「CCFの加重平均値 (%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		321	356	－	－	－	－
①	ソブリン向け	1	0	－	－	－	－
②	金融機関向け	－	－	－	－	－	－
	第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	－	－	－	－	－	－
③	カバード・ボンド	－	－	－	－	－	－
④	法人等向け	111	141	－	－	－	－
⑤	中堅中小企業・個人向け	207	197	－	－	－	－
⑥	不動産関連向け	1	0	－	－	－	－
	自己居住用不動産等向け	1	0	－	－	－	－
	賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－
	事業用不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
	その他不動産関連向け	－	－	－	－	－	－
	ADC向け	－	－	－	－	－	－
⑦	劣後債権及びその他資本性証券等	－	－	－	－	－	－
⑧	延滞エクスポージャー	－	16	－	－	－	－
⑨	自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－	－	－	－
⑩	株式等	－	－	－	－	－	－
⑪	その他	－	－	－	－	－	－

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
2. 上記「保証」には、告示（2006年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

- イ. オリジネーターの場合 該当ございません。
ロ. 投資家の場合 該当ございません。

(6) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	2024年度		2025年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	1,371	1,371	1,750	1,750
非 上 場 株 式 等	1,019	1,019	471	471
合 計	2,390	2,390	2,222	2,222

(注) 本項目の記載対象となるエクスポージャーには、「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー」の裏付資産や裏付にある取引として計測された部分は含めておりません。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

			2024年度	2025年度
売	却	益	215	162
売	却	損	－	－
償		却	－	－

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	26	331

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年度	2025年度
評価損益	－	－

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、子会社株式及び関連会社の評価損益です。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

(8) 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

銀行勘定の金利リスク (通称：IRRBB)					
項番		△EVE (経済価値の変動)		△NII (期間収益の変動)	
		2024年度	2025年度	2024年度	2025年度
1	上方パラレルシフト	634	487	－	－
2	下方パラレルシフト	－	－	41	62
3	スティープ化	602	449		
4	フラット化	－	－		
5	短期金利上昇	9	14		
6	短期金利低下	－	－		
7	最大値	634	487	41	62
		2024年度	2025年度		
8	自己資本の額	2,573	2,577		

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。



第10期 信組ゆきぐに奨学金審査会・贈呈式

■各種サービス手数料一覧（税込金額表示）

●内国為替・振込手数料

（2026年6月10日現在）

種 類			手 数 料					
窓口またはATMご利用の場合			窓 口		A T M			
			非組合員の方	組合員の方	キャッシュカードによる振込 非組合員の方	組合員の方	現金による 振 込	他行カード 振 込
当 組 合 宛	当組合同一店宛	5万円未満	110円	無料	無料	無料	無料	無料
		5万円以上	330円		220円		220円	220円
	当組合本支店宛	5万円未満	220円		110円		110円	110円
		5万円以上	440円		330円		330円	330円
他 行 宛	電 信 扱 い	5万円未満	660円	440円	440円	220円	440円	550円
		5万円以上	880円	660円	660円	440円	660円	770円

※定額自動送金は、ATM振込の手数料に準じます。

●ネットバンキング手数料

ビジネス ネットバンキング	個人事業者、 法人の方	照会のみの場合		無 料
		照会、資金移動（個別振込・振替）サービス		（月額） 550円
		資金移動および総合振込、給与賞与 振込サービスをご利用の場合		（月額） 1,100円
振込手数料 （1件当たり）	振込先金融機関		非組合員	組合員
	当 組 合 宛	同 一 店	無 料	
		本 支 店 宛		
	他 行 宛	5 万円未満	440円	220円
		5 万円以上	660円	440円

●各種発行手数料

種 類	手 数 料	
通帳・証書・キャッシュカード・ローンカードの再発行 ※1	1,100円	
預金残高証明書	1通につき	550円
融資残高証明書		
住宅取得に係る借入金の年末残高証明書	無 料	
融資証明書	1通につき	3,300円
利息証明書	1通につき	550円
取引明細照会手数料（COM）※2	1枚につき	220円

※1 紛失・盗難・汚損（カードについては暗証番号忘れも含む）が対象となります。

※2 取引明細照会作成は、概ね1ヶ月以上前のお取引明細を作成するものです。

●取立手数料（小切手・代金取立手形・割引手形・担保手形）

種 類	手 数 料	
当組合 同一店内	無 料	
当組合 本支店あて	1枚につき	440円
他行あて（電子交換所取立）	1枚につき	880円
個別取立 ※1	1枚につき	1,100円
取立手形組戻料、不渡手形返却料、取立手形店頭提示料	1枚につき	1,100円

※1 電子交換所を介さず、郵送等で取立手続きを行う場合が対象となります。

●融資関連手数料

種 類	手 数 料	
カードローン口座開設手数料 （第1回目のご利用返済時に自動引落し）	無 料	
住宅ローン取扱手数料 ※1	根・抵当権設定	33,000円
	全国保証（株）保証付	55,000円
不動産担保設定 手数料 ※2	不動産担保新規・追加・譲渡設定	22,000円
	不動産担保一部解除・極度額変更 順位変更・債務者変更等	11,000円
融資条件変更手 数料 ※3	一部繰上・全部繰上返済 債務者・保証人の変更・脱退	5,500円
住宅ローン繰上返済手数料（全部繰上）		5,500円
支払承諾保証書		保証額×0.9%

※1 担保設定の伴わない住宅ローンについては無料とします。

※2 一債務者で同一融資案件に基づく場合は、担保設定が複数でも1案件分の手数料になります。地方公共事業によって発生する一部解除は無料とします。

※3 小口消費者ローンの一部・全部繰上返済は無料とします。

●個人情報開示請求手数料

種 類	手 数 料
個人情報開示請求依頼	無 料

●両替・硬貨取扱手数料

種 類		手 数 料	
		非組合員の方	組合員の方
硬貨両替・硬貨指 定払出・硬貨入金	硬貨合計枚数51枚 以上	1,100円	無 料

●でんさいサービス利用手数料

発生・譲渡・分割記録（1件あたり）	手 数 料	
	当組合あて	他行あて
発生記録請求 ※1	330円	660円
譲渡記録請求 ※1 （でんさい割引・担保を含む ※2）	220円	330円
分割記録請求 ※1 （でんさい割引・担保を含む ※2）	330円	660円

その他 お取引種類	内 容	手数料
入金手数料	「でんさい」の入金（受取り）にかかる手数料	220円
変更記録請求 ※1	「法人ID」を利用して債権情報を変更する場合	330円
変更記録請求 （書面）	書面による手続きが必要な債権情報 を変更する場合	2,200円
保証記録請求 ※1	保有している「でんさい」に保証人 を追加する場合	330円
支払等記録請 求 ※1	口座間送金以外の方法で「でんさい」 を決済した場合	330円
開示請求（書 面）	当組合窓口で書面により債権内容を 照会する場合	3,300円
口座間送金決 済中止	発生済の「でんさい」の決済を取り やめする場合	660円
支払不能情報 照会	当組合窓口で書面により支払不能情 報を照会する場合	3,300円
残高証明書発 行	「でんさい」の合計金額・件 数および債権毎の明細を含 んだ証明書を発行する場合	定例発行 1,650円 都度発行 4,400円
	事務代行手数料（受付1回あたり）	1,100円

※1 当組合の窓口でお手続きを受け付けた場合。所定の記録請求等にかかる手数料のほか別途、事務代行手数料として1,100円が必要となります。

※2 でんさい割引・担保については、当組合窓口にて書面のみの受付となります。

●キャッシュサービスご利用手数料

	ご利用カード	午前8:00から午前8:45まで			午前8:45から午後6:00まで			午後6:00から午後7:00まで			午後7:00から午後8:00まで		
		お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金	お引出し	お預入れ	相互入金
平日	当 組 合	無料	無料		無料	無料		110円	無料		110円	無料	
	※しんくみお得ねっと	110円			無料			110円			110円		
	※提携金融機関	110円		110円	110円		110円	110円		110円			110円
	※ゆうちょ銀行	110円	110円		110円	110円		110円	110円				
	キャッシング	無料			無料			110円					
	セブン銀行	午前7:00から午前8:45まで											
土曜日	当 組 合	無料	無料		110円	無料		110円	無料				
	※しんくみお得ねっと	110円			110円								
	※提携金融機関	110円		110円	110円		110円						
	※ゆうちょ銀行	110円	110円		110円	110円							
	キャッシング	無料			110円								
	セブン銀行	午前8:00から午前9:00まで											
日曜日・祝日	当 組 合	110円	110円										
	※しんくみお得ねっと	110円											
	※提携金融機関	110円		110円									
	※ゆうちょ銀行	110円	110円										
	キャッシング	110円											
	セブン銀行	午前8:00から午後5:00まで			午後5:00から午後7:00まで								

※「提携金融機関」ならびに「ゆうちょ銀行」は、土曜・祝祭日のATMでのご利用開始時間が午前9:00からとなります。

※「相互入金」は全国の信用組合、第二地方銀行、信用金庫、労働金庫で相互に入金業務に関する契約を締結している金融機関で取扱いができます。

※「しんくみお得ねっと」の表示のある提携信用組合ATMでのお引出しは、上記サービス時間内の利用手数料は無料となります。

※ □ の時間帯はお取扱いできません。

組合員様への 優遇サービス

「ゆきぐに信用組合」は 地域の皆さんの お困りごとを解決します！

POINT 1

組合員の両替・硬貨
取扱手数料無料！

POINT 2

セブン銀行ATM
手数料無料！

平日：8時45分～18時00分
土曜日：9時00分～14時00分

POINT 3

「組合員限定」
振込手数料を優遇

POINT 4

「水曜延長デー」
毎週水曜日は
19時半まで窓口延長

POINT 5

「事業者資金相談」
ご事業の中での、事業資金の
お困りごと・本業の立て直し
アドバイスなど

POINT 6

「無料家計診断」
組合員様をご優先して無料で実施！
家計のお悩みごとに
先回りして備えましょう！

総 代 会

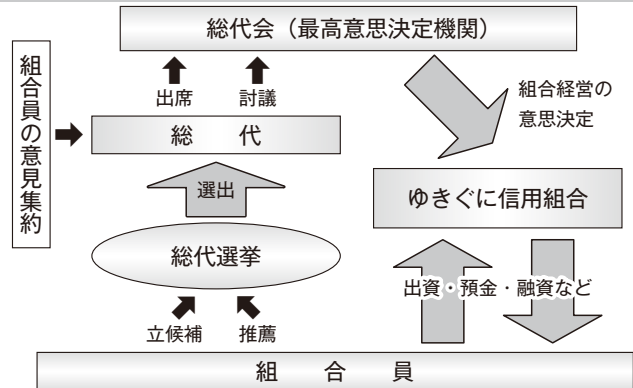
総代および総代会の機能等について

① 総代会の仕組み、機能

信用組合の運営のための最高議決機関は総会ですが、組合員数が多い場合は、これに代わる総代会の制度が認められています。

組合員の総数が200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わる総代会を設けることができます。

当組合も組合員総数1万人を超える信用組合であるために定款の定めにより、総会に代わる総代会を開催しています。



② 総代の選出方法、任期と定数

通常総代会は毎年6月に開催するほか、必要に応じて臨時総代会を開催します。なお、総代会は組合員の代表である「総代」で構成されています。

組合員の代表である「総代」は、当組合の定款および総代選挙規程の定めにより選出されます。

組合員の選挙権は出資の額に関係なく、一人一票と決められています。

当組合の定款では、「総代」の任期は3年、「総代」の定数は100人以上120人以内と定めています。

なお、総代候補者（立候補者、推薦を含む）の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者、推薦を含む）を当選者として投票は行っておりません。

◇《総代選挙規約》(抜粋)◇

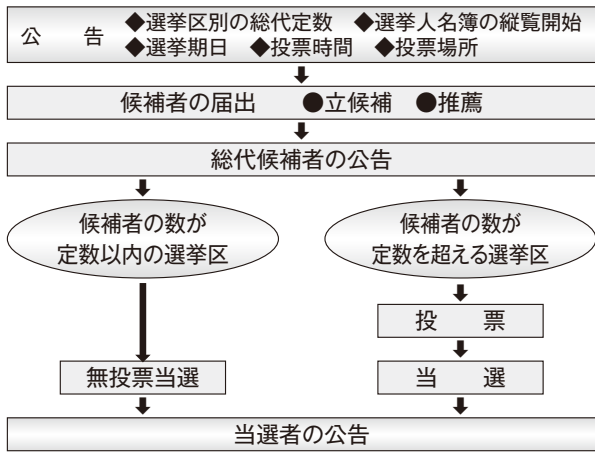
第9条 総代候補者は、選挙に立候補した組合員とする。

但し、年齢73歳以上の者または、重任回数10回を超える者は、この総代候補者となることができないものとする。

総代の定年年齢を75歳と定め、75歳に到達した者、および重任回数が10回に到達した者は、すなわち、在任期間が30年に到達する者は、任期の満了をもって終任とする。

2 立候補の届出は、掲示による公告の日から選挙開催日の10日前までに、当組合所定の届出用紙により選挙管理委員長へ届出するものとする。

3 選挙管理委員長は、総代候補者の氏名を、届出締切り後ただちに、当組合本支店の掲示場へ掲示し公表するものとする。



当組合のガバナンス強化の取組

当組合では、組合員の代表である総代の機能を強化し、組合員の声を経営に反映させる仕組みを整備し、経営の情報開示の充実と、総代地区会議等の活用により、その都度、組合員の声を聞き、開かれた組合経営に努めてまいりました。

・当組合の具体的な取組実績

1. 役員に関する実績

- 1) 2004年6月より「員外監事」を1名選任している
- 2) 2005年6月より「常勤監事」を1名選任している
- 3) 2006年6月に「理事の定数」を12名から10名へ2名削減している
- 4) 2009年6月より地区理事5名を職員外（総代）より選出している
- 5) 2015年6月より「女性役員（非常勤監事）」を1名選任している

2. 総代に関する実績

- 1) 「総代地区会議」を年2回定期開催している
- 2) 2006年6月に全国初の「女性総代」を誕生させた
- 3) 2006年11月、2009年6月、2011年11月に総代の研修会を実施した
- 4) 2009年6月に「総代の定年制」を規定化、上限を75歳とした
- 5) 2015年6月の総代選出にあたり構成を組合員構成比に近付けた
- 6) 2018年6月の「総代の重任制限」を規約化、上限を10回とした
- 7) 通常総代会及び総代地区会議の出席率70%以上

3. その他の実績

- 1) 2004年4月より外部監査として「監査法人」を選任している
- 2) 2011年11月に非常勤役員、総代、信栄会員への研修会を実施した
- 3) 2015年7月に非常勤役員を全信中協主催の専門研修会へ派遣した

③ 通常総代会「決議事項」の報告

2026年6月23日開催の「通常総代会」にあたっては下記のとおり決定されましたので、ご報告申し上げます。

記

第1号議案

2025年度「第73期」剰余金処分案承認の件は、原案どおり承認されました。

第2号議案

2026年度「第74期」事業計画及び収支予算決定の件は、原案どおり承認されました。

第3号議案

監事任期満了に伴う改選の件は、次のように選任されました。

常勤監事 岸野 真弓 新任
監 事 桑原 幸子 再任
員外監事 富沢 雅文 新任

第4号議案

退任役員に対する退任慰労金支給の件は、原案どおり承認されました。

第5号議案

組員「除名」議決の件は、原案どおり承認されました。

第6号議案

2026年度「理事および監事の報酬総額」決定の件は、それぞれ次のとおり承認されました。

1. 理事報酬

年間総額42,000千円以内とする。

各理事の報酬額、支給時期、支給方法については「理事会」に一任する。

2. 監事報酬

年間総額 9,000千円以内とする。

各監事の報酬額、支給時期、支給方法については「監事会」に一任する。

3. 実支給については、2026年7月の報酬月額より、全役員一斉に変更し、2027年6月まで同額にて適用するものとする。

第7号議案

当組合「経営情報」開示の件として、次の項目についてご説明しました。

(1) 2026年度「重点施策」に関する件

(2) 「ゆきぐにの未来基金」報告と引続きの支援の件

④ 2026年5月開催「総代地区会議」総代との意見交換まとめ

総代からのご意見等	回 答
6月から提供する農業振興支援資金の金利はかなり低いと思う。農協とも競合すると思うが、シフトを推進する考えか？ また、JAが今のスタンスを変えたらどうするのか。	米価高騰の煽りで農家は投資意欲が旺盛であるが、JAでは相談に応じられない農家もあるようです。国内金利の上昇により直近の10年国債の金利が2.6%であり、当組合の融資条件である13年固定1.875%は破格の条件です。農業は天候不順などによるリスクもあるため、当組合として固定金利での提供を決めました。JAとはライバルとしてではなく、連携を図りながら地域貢献策を進めてまいります。
ゆきしん亭の活用について、金融機関としてこの様な取組事例はあまり無く、全国の中では京都信金のクエスチョンが成功事例であると思う。新しい事業に取り組む人たちのメンターとしてコンサルティング機能を発揮してほしい。我々総代の中でも、例えば季節的に使わないような機材の情報共有等をゆきしん亭を利用して発信してはどうか。	ゆきしん亭で農産物の即売会をやりたいという意見を津南地区の会議でいただいております。農業従事者は冬場の稼ぎを見出すところが少なくJAや地元自治体との協力体制を整える中で、冬期間にドローン免許の取得支援をする取組みも考えております。また雪資源の活用策として、雪貯め場を作ることも行政に提案したいと考えております。
ここ数年は不良債権処理のために有価証券運用による益出しを行っているようであるが、来期は本業で黒字になることを期待している。	この3年間、大型の不良債権が発生し、株式運用で約6億円を捻出しましたが、今期は本業での黒字化が見通せております。
以前、中古住宅の情報を集めていたようだが、ホームページ等へ情報開示されているのか。建設資材高騰により、住宅新築が難しい中で、中古住宅情報を求めている人も多いと思う。	中古住宅及び売地などの地域情報について継続的に情報収集をおこなっており、どのような形でお取引先に還元できるか検討してまいります。
今年のゆきぐにランタンでは、駅前通りに出店した店舗の食材が余るなど残念であり、雰囲気作りが不十分だったと思う。もしわからないことがあれば、イベント経験の多い自分たちを頼りにしてもらいたい。	当日は雨模様であり天候の要因もあるが、来場者の導線を読み切れず大いに反省しております。次年度に活かせるようにご意見を参考にさせていただきます。
自分の周りの事業者も、事業継承についての悩みが多いようである。誰に相談していいかわからないという状況の中で、ぜひ、ゆきぐに信用組合を頼りにさせて欲しい。勉強会や相談しやすい環境作りをお願いしたい。	事業承継については、以前よりご相談に応じており、成功事例も出てきておりますが、お客様へのお知らせが不十分でした。今後の顧客周知体制を検討してまいります。
最近では企業の初任給の引上げにより、既存の職員の給料を追い越す状況になっているとの報道もありますが、ゆきぐに信用組合の現状はいかがですか？	当組合においては3年連続で全職員の給与を1万円ベースアップしております。新人職員、ベテラン職員の逆転は無いように調整しており、今後は営業担当職員への手当の増額など、能力給を重視していく方針です。
農業振興支援資金の取扱い期間について6月～8月末までと期限限定となっているが、今後の米価の見通しなど、影響を見定める期間が必要であり、取扱期間を延長してはどうか。	該当商品の期間設定については、20億円の予算を消化した場合は終了となります。予算に達しなかった場合は第2弾以降も検討しますが、金利条件については変更となる可能性があります。
サイバーセキュリティ対策やAIの活用について、ゆきぐに信用組合の対応状況をお聞かせいただきたい。	サイバーセキュリティについては、金融庁からも金融機関向けのガイドラインが示されており、当組合としても規程類を整備しセキュリティ対策に取り組んでおります。また、AI活用については、委員会を立ち上げて取組んでおり、顧客情報の管理などに十分に留意しながら実現させてまいります。

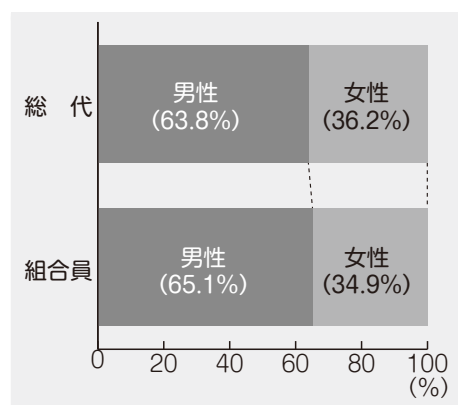
協同組織の本来あるべき姿 組合員を代表する「総代」の機能発揮が “本来のあるべき姿” 国内の協同組織金融機関では「初」の取組み

2024年6月に総代改選を行い、2026年3月末現在の総代の平均年齢は55.6歳となっております。

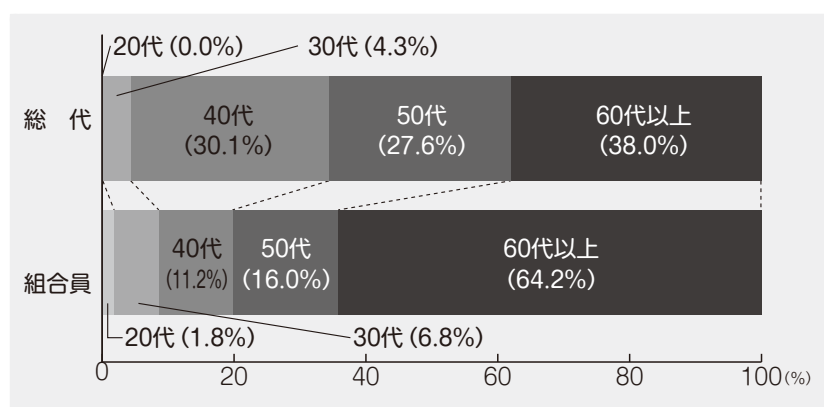
2015年6月の総代選出から、総代の男女別構成比および年齢別構成比を検討して改革に取組み、総代の若返りが進んでおります（表のとおり）。また、業種別においては、特定の業種に偏らない構成比になっていることで、幅広い意見をいただきガバナンスの強化を図っています。

以 上

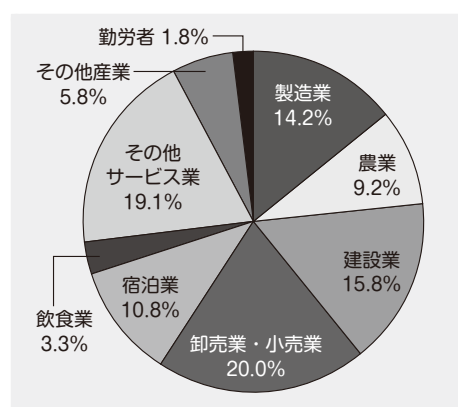
●総代の男女別構成比



●総代の年代別構成比



●総代の業種別構成比



2026年5月 総代地区会議

総代 116名 (2026年6月10日現在)

本店 地区総代 (36名)



阿部 浩光
(当選7回)



石坂 幸子
(当選4回)



石坂 猛
(当選2回)



江口 明日香
(当選1回)



太田 望
(当選3回)



大津 潔
(当選6回)



大塚 洋
(当選2回)



小野塚 清一
(当選3回)



貝瀬 尊子
(当選2回)



貝瀬 哲男
(当選7回)



貝瀬 亮
(当選1回)



上村 迅
(当選4回)



上村 雄大
(当選2回)



上村 忠義
(当選6回)



上村 美帆
(当選1回)



桑原 博
(当選6回)



桑原 保夫
(当選8回)



小林 克行
(当選4回)



酒井 智子
(当選1回)



菅井 大輔
(当選1回)



鈴木 伸太
(当選4回)



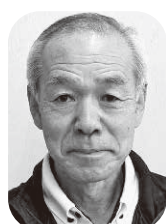
鈴木 美穂
(当選6回)



鈴木 雄一郎
(当選1回)



関 茂真一
(当選3回)



高野 好雄
(当選7回)



高橋 司
(当選1回)



高橋 尚美
(当選1回)



舘野 彰男
(当選3回)



富所 洋子
(当選1回)



永井 拓三
(当選1回)



野澤 千愛
(当選1回)



原澤 太一
(当選2回)



原田 未来
(当選2回)



平賀 淳
(当選3回)



笛木 幸久
(当選6回)



山本 幸子
(当選3回)

石打支店 地区総代 (19名)



阿部 淳
(当選2回)



石井 知 美
(当選2回)



岡 村 望
(当選1回)



小野塚展子
(当選4回)



河 崎 千 夏
(当選1回)



岸 野 悦 雄
(当選8回)



小 林 功 二
(当選1回)



扇 子 啓 介
(当選2回)



武 淵 和 昭
(当選4回)



外 谷 恒
(当選1回)



中 澤 幸 子
(当選6回)



中 澤 祐 大
(当選1回)



中 澤 好 夫
(当選6回)



中 原 由 美
(当選2回)



南 雲 一 成
(当選4回)



野 口 敦 子
(当選3回)



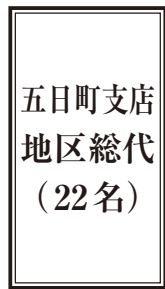
林 秀 夫
(当選9回)



星 野 冬 樹
(当選2回)



渡 辺 千 恵
(当選1回)



井 口 洋 一
(当選4回)



石 田 衛
(当選6回)



小 川 一 夫
(当選5回)



小 野 裕 子
(当選3回)



笠 原 貴 美 男
(当選5回)



笠 原 貴 浩
(当選1回)



上 村 清 子
(当選7回)



桑 原 かな え
(当選3回)



櫻 井 厚 子
(当選5回)



塩 川 裕 紀
(当選4回)



鈴 木 彰 一 郎
(当選1回)



高 橋 さ つ 子
(当選4回)



中 澤 由 美
(当選1回)



長 屋 英 喜
(当選2回)



西 野 敬 太 郎
(当選5回)



西 野 徳 光
(当選5回)



西 野 真 美 子
(当選3回)



羽 賀 謙 祐
(当選6回)



廣 田 加 津 子
(当選3回)



星 野 千 春
(当選1回)

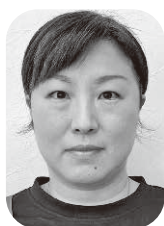


松 原 美 鈴
(当選3回)



三 輪 弥 生
(当選2回)

津南支店
地区総代
(20名)



飯吉友恵
(当選1回)



石沢謙志郎
(当選1回)



石原友三郎
(当選6回)



今井美津代
(当選2回)



風巻早苗
(当選3回)



桑原義宗
(当選1回)



粉川英明
(当選4回)



島田福德
(当選2回)



藺部昌代
(当選4回)



高橋直樹
(当選2回)



高橋久子
(当選6回)



月岡奈津子
(当選3回)



中島仁
(当選3回)



樋口貴幸
(当選1回)



福原昇
(当選1回)



藤ノ木正人
(当選1回)



宮澤清
(当選6回)



村山壮
(当選6回)



山岸麗好
(当選3回)



山田丈晴
(当選1回)

小出郷支店
地区総代
(19名)



今井満
(当選4回)



内田豊
(当選1回)



大桃崇弘
(当選2回)



大桃直子
(当選1回)



風間勇人
(当選1回)



杵淵豊
(当選2回)



小島成之
(当選6回)



佐藤文音
(当選4回)



清水慶子
(当選1回)



十見一紀
(当選2回)



瀬下賢一
(当選9回)



橘美千子
(当選3回)



林高洋
(当選1回)



阪西充子
(当選3回)



星伸哉
(当選8回)



本田節子
(当選3回)



宮本毅
(当選1回)



横山恵理
(当選3回)



和田大和
(当選1回)

◆ 職員出身者以外の理事の登用状況

理 事 長	小野澤 一 成	理 事	中 嶋 知 一 (※)	常 勤 監 事	岸 野 真 弓
専 務 理 事	高 橋 清 隆	理 事	羽 吹 忍 (※)	監 事	桑 原 幸 子
常 勤 理 事	森 下 健	理 事	田 村 こゆき (※)	員 外 監 事	富 沢 雅 文
常 勤 理 事	福 原 香	理 事	三 友 玲 央 (※)		
理 事	山 田 泰 (※)				

(2026年7月1日現在)

◇当組合は、職員出身者以外の理事（※）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。



◆ 役員等の報酬体系

■対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。

対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2. 役員に対する報酬

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	38 百万円	41 百万円
監 事	7 百万円	9 百万円
合 計	46 百万円	50 百万円

(注) 1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事9名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(2012年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号および第5号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、2025年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めております。

2. 「同等額」は、2025年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与および退職金は当組合における「給与規程」および「退職金支給規程」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れ自社の利益を上げることや株価を上げることに動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。

リスク管理体制

金融の自由化の進展にともない、金融業務は多様化、高度化しており、信用リスクをはじめとして市場リスク、事務リスク等さまざまなリスクが経営に重大な影響をおよぼす機会が増えてきております。

当組合は、経営の健全性確保の観点から金融機関を取り巻く環境の変化に適切に対応できるように、リスク管理態勢の整備を図り、収益の安定化と資本の充実に努力してまいります。

信用リスク管理

信用リスクとは、取引先の諸事情により貸出金の元金や利息が、回収できなくなるリスクをいいます。

現在の環境では、信用リスクが年々増大している現状であります。そうした中において、当組合では、信用リスク管理を強化するため、貸出審査において営業店および本部の審査部門をそれぞれ独立した、融資審査体制の一層の充実と健全な融資審査に努めております。

また、与信取り扱い管理に関する研修会等を実施、あるいは参加し、人材育成に努めております。

なお、融資に当っては、特定の業種や取引先に過度に偏重・集中せずバランスの取れた小口多数主義を基本として、資産の健全化に努めております。

信用コストである貸倒引当金は、正確な自己査定に基づき適正な引当を行っています。

市場リスク管理

市場リスクとは、市場の金利変動や価格変動、為替相場の変動に伴うリスクを指し以下のリスクをいいます。

- ① 金利変動リスク：資産・負債の金利変動に伴うリスク
- ② 価格変動リスク：株式や債券などの価格変動がもたらすリスク
- ③ 為替変動リスク：為替相場の変動に伴うリスク

金融機関の資金運用と調達構造は、市場の変動に影響を受けやすくなっていますので、適切な管理と対応が重要となっております。当組合では、資金運用基準規程の制定や毎月内部において保有有価証券や資金運用の状況について協議検討しております。

なお、保有資産のうち有価証券は別記金額の運用であり社債・国債を中心とした元本保証の債券類の保有でありますので、これらの市場リスクは少ない状況となっております。

なお、2019年2月金融庁改正告示に基づき、2019年3月期決算より、△EVE（金利リスクのうち、金利ショックに対する経済

的価値の減少額として計測されるもの）の上方・下方パラレルシフト、スティープ化の計3種について計測、また、2020年3月期より△EVEについてはフラット化、短期金利上昇・下降の計3種を加え、△NII（金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過するまでの間の金利収益の減少額）について新たに計測しております。

流動性リスク管理について

資金を効率的に運用するとともに、的確な資金ポジションを確保するため、預金貸出金を重点的に管理し、預金の支払いに支障がないよう支払準備の充実を図り、流動性資金の確保に努めております。

オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは以下のリスクをいいます。

- (1) 事務リスク
役職員が正確な事務を怠る、或いは事故・不正等を起こすことにより、当組合が損失を被るリスク
 - (2) システムリスク
コンピュータシステムの障害または誤作動、破壊、システムの不備、不正利用等により当組合が被るリスク
 - (3) その他オペレーショナル・リスク
 - ① 法務リスク
顧客に対する過失による義務違反および不適切なビジネス・マーケット慣行から生じる損失・損害（監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等を含む）などにより、当組合が損失を被るリスク
 - ② 人的リスク
人事運営上の不公平・不公正（報酬・手当・解雇等の問題）、差別的行為（セクシュアルハラスメント等）から生じる損失・損害などにより、当組合が損失を被るリスク
 - ③ 有形資産リスク
災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害などにより、当組合が損失を被るリスク
- オペレーショナル・リスク全体の状況を俯瞰的に把握し、オペレーショナル・リスクを特定、評価、モニタリング、コントロールおよび削減等、総合的に管理することにより、当組合の業務の健全性および適切性を確保し、顧客からの信頼性の向上を図る取組を行っております。

コンプライアンス（法令等遵守）体制

金融機関が公共的使命と社会的責任を果たすことは重要な責務であります。

そのためにあらゆる法令やルールを遵守して、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営を行う体制作りが強く求められております。

当組合は、全役職員が法令等の遵守を常に心がける企業風土を醸成するために、コンプライアンス体制の整備を積極的に行っております。

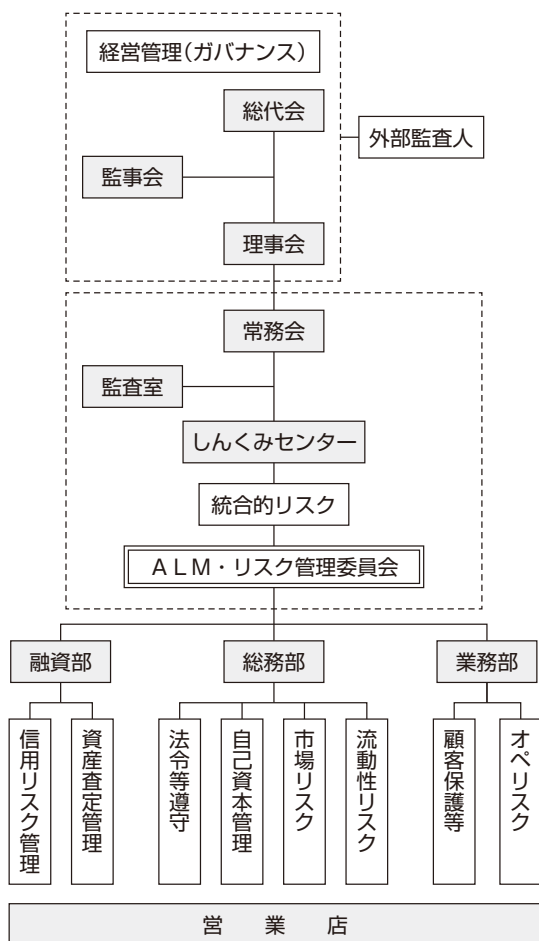
コンプライアンス担当者を本部・営業店に配属するとともに、行動基準の手引書とする「コンプライアンス・マニュアル」と「行動指針」等を制定し、それを実践して行くために、全役職員を対象に各階層別研修・啓蒙活動を実施しております。

また、今後毎年コンプライアンス・プログラムの見直しを進め、体制の構築に向けての重要課題と位置付けし、積極的に取組み、地域の皆様に対し、誠実かつ公平な業務運営を通じてさらなる信頼を確保し維持できるよう、引き続き法令遵守を徹底するための管理体制を確立してまいります。

当組合のコンプライアンスの基本方針

- ① 「ゆきしん」は、法令等遵守態勢を経営の基本方針の一つとして位置づけております。
- ② 「ゆきしん」のもつ公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努めております。
- ③ 「ゆきしん」は、創意と工夫を生かした金融及び非金融サービスの提供を通じて、地域社会の発展に貢献することに努めております。
- ④ 「ゆきしん」は、法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、公正な業務運営に心掛けております。
- ⑤ 「ゆきしん」は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な勢力には、これを断固として排除しております。
- ⑥ 「ゆきしん」は、経営情報の積極的かつ公平な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションを大切にしております。

事業の組織 (2026年7月1日現在)



店舗一覧表（事務所の名称・所在地・自動機器設置状況）

店 名	住所・電話番号	ATM
本 部 しんくみセンター	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1221-4 025-782-1201	-
本 店	〒949-6408 新潟県南魚沼市塩沢1198 025-782-1151	2台
石 打 支 店	〒949-6371 新潟県南魚沼市関1124-1 025-783-2962	2台
五 日 町 支 店	〒949-7101 新潟県南魚沼市五日町387-1 025-776-2691	1台
津 南 支 店	〒949-8201 新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡543-3 025-765-3125	1台
小 出 郷 支 店	〒946-0076 新潟県魚沼市井口新田547-15 025-792-7766	1台

(店外ATM)

店 名	住 所	ATM
松 代 郵 便 局 A T M 出張所	〒942-1599 新潟県十日町市松代3374-16	1台
平 滝 郵 便 局 A T M 出張所	〒389-2701 長野県下水内郡栄村豊栄2229-4	1台

■ 2026年度「専門委員会」「プロジェクト」

- ①営業変革プロジェクト
- ②貸出STF/CDP/FS委員会
- ③ベスパ・家庭円満委員会
- ④ゆきしん経営塾プロジェクト
- ⑤地域連携・見守り委員会
- ⑥地域同期会プロジェクト
- ⑦人的資本・シン事務委員会
- ⑧研修強化プロジェクト
- ⑨ハッピー・ウェルビー委員会
- ⑩新・事業計画策定プロジェクト
- ⑪監査部門強化プロジェクト

■ 2026年度「諸会議」

- 店長会議
- 危機防災会議
- 委員長・リーダー会議
- 業績検討会
- 総務部連絡会議
- 業務部連絡会議
- 融資部連絡会議
- 監査室連絡会議
- 労働者代表会議

2026年度 経営の基本方針・事業計画

I. 2026年度・「経営の基本方針」

1. 『監査部門の強化』と『コンプラ違反等を含む不正の防止』

「心理的安全性」をベースに「1on1ミーティング」を主軸に隠し事の無い組織を構築し職員同士の信頼感を醸成する。「監査室」と「常勤監事」が一体となり「監査部門」の強化を図り、不正の発生を防止するために「検査」を「性悪説」に基づき実施する。「公益通報者保護規程」を周知し、コンプラチェックとハラス講習会を実施する。マネロン、サイバーセキュリティ、特殊詐欺等対策を強化する。

2. 「交流人口・関係人口」の増加と「事業承継を含む新規事業」の誕生

「地域同期会」を3回シリーズにて実施し参加者同士のネットワーク化を図る。「ゆきしん経営塾」も塾生同士の交流による連携等を実現する。地元企業の「インターンシップ」を通じて都会の大学生が定期的に通えるエリアと関係性を構築する。地元自治体や関係機関と連携を図りながら、若者の起業を支援する。事業承継や事業存続のために「ゆきしん亭」を情報交流の場として活用する。

3. 中長期的な経営戦略と新ビジネスモデルの持続可能性

他行の経営合理化による「店舗閉鎖」や「縮小化」は追い風

になる。他行取引先への訪問を積極的に展開する。「事業先」既存「100先」、新規「150先」、全店で既存「500先」、新規「750先」計「1,250先」の「プラチナリスト」がこれからの当組合を支える財産になる。営業時間の延長や両替等の無料化、コンビニATMの無料化などの差別化により、お客様がお客様を紹介してくれる波及効果を上げていく。

4. 自らの変革に挑戦し「少数精鋭部隊」(STF)を実現

「17人の精鋭たち」を主軸に「営業変革プロジェクト」を組織し、集配金の合理化、フリー営業日の増加、窓口相談者の増加、STFリストからCDPへの入替、事業先リストの真の財産化などにKPIを設定し、進捗の可視化を図り、ひとり一人の能力や技術が優れていて組織としての成果も高い「少数精鋭集団」(STF)を実現する。

「特殊勤務制」を導入、「真の合議制」と「自走型組織」を実現する。

5. 「挑戦できる機会と安心して“失敗”出来る環境の両立」

2026年の夢作文のテーマは「私が挑戦してみたいことの夢」である。その夢を実現するために「何をどのように」努力すればいいのか。まず本人が考え、そして人に相談して実現に向けてことであり、全員が「目標課題設定シート」の「7番目」に

記載することとする。夢の“挑戦権”は自分自身にあり、例えば「失敗」してもみんなが「ナイストライ」と評価してくれる。失敗を恐れずに挑戦することを実践する。

6. 当組合の“事業承継”次期経営体制の強化

次年度「2027年度」の「事業計画」の策定を『事業計画策定プロジェクト』に負託する。2026年10月に「プロジェクト」を組織し、2027年2月末までに完成させる。

次期「理事長」の選考は、11月の「総代地区会議」にて説明し、「理事選考委員」を選出し、2027年5月に「理事選考委員会」を開催、2027年6月「通常総代会」終了後に開催する「理事会」にて理事の互選により“新理事長”は選出される。

II. 2026年度・通期「重要実施事項」

1. ゆきしんの「内部監査部門の強化」と「不正防止の徹底」

- (1) 毎年4月12日は「事件撲滅の日」として全員が「誓約書」を提出
 - ・職員自らが事件を絶対に起こさないこと、不正を見つけたら報告すること、部下や同僚の状況変化に気づくこと、理事長や店長と上司先輩の悪行は見ても見ぬふりをしないで必ず通報することを全員が誓約書に署名し提出する。
- (2) 毎年7月に全組合員宛に「職員の不正防止」のための預金調査を依頼
 - ・全組合員へ「不正防止」のための預金調査への協力を願う。ご自分で保管している預金通帳及び預金証書は必ず窓口にて「記帳」することを要請する。
- (3) 預金の調査及び現金検査は必ず抜き打ちにて実施
 - ・お客様へ直接行う預金の調査及び営業店の現金保管状況検査は、必ず抜き打ちにて実施する。検査は不正を見つけるために「性悪説」に基づき実施する。
- (4) コンプライアンス違反を組織で絶対に発生させない
 - ・不正は絶対に見逃さず、毎月の「lon1」は、深度のあるプライベート情報を得ることを目的として実施し、相互の信頼関係を構築する。
- (5) 「ガバナンス」機能の強化を図る
 - ・「総代」等の監視の目を重視し、「公益通報者保護規程」を遵守し、組織内の不正についてはありとあらゆる角度から通報が得られるようにし、預金等の着服は金額の多寡にかかわらず「刑事告発」する方針とする。

2. ゆきしんの特色ある取組

- (1) 「地域同期会」第5期を3回シリーズにて開催（地域同期会プロジェクト）
 - ・「5月」「7月」「9月」に同一メンバーにて実施、県と地元自治体と協力して開催
 - ・参加者同士のネットワーク化を図り今後はメンバーによる「自主運営」を実現する
- (2) 「ゆきしん経営塾」第7期修了式（5月）、第8期開講式（8月）開催
 - ・参加者同士のネットワーク化を図るための「プレゼン大会」等を実施する
- (3) 地元企業の「インターンシップ」を実施（地域おこし協力隊との連携）
 - ・都会の大学生が定期的に通えるエリアと関係性を構築する
- (4) 理事長による大学講座並びに企業への出張講演会の実施
 - ・5月「京都産業大学」、5月「山梨県民信組」、7月「青森県信組」にて実施
- (5) 「ゆきぐにの未来基金」「信組ゆきぐに奨学金」第11期・募金募集
 - ・地元7自治体から第11期奨学生「105人」目標にて募集、併せて募金勧誘開始
- (6) 「ゆきしん亭」活用事業の実施
 - ・若者の起業支援、事業承継等の情報交流拠点として「ゆきしん亭」を活用する
- (7) 「ゆきしん改革」「営業変革プロジェクト」始動
 - ・「17人の精鋭たち」を主軸に「営業変革プロジェクト」

を組織し「少数精鋭」実現

- (8) 「理事長の後継者塾」最終章「新・事業計画策定プロジェクト」活動開始
 - ・「理事長後継者塾」いよいよ最終章、2027年6月始動の次期体制の強化を図る
 - ・「事業計画策定プロジェクト」を組織し「2027年度の新・事業計画書」を策定する
- (9) 「ゆきぐにランタン事業」の実施
 - ・塩沢商工高校、牧之通り組合、射干の会、商工会、愛みらい塾で実行委員会組織

III. 2026「事業計画」（重要課題）

「ゆきしん」は将来を見据えて経済環境の変化に対応するために「既存のビジネスモデル」と「組織文化」「戦略プロセス」を根本から見直し、自らの変革に挑戦します。この雪国の地と「運命共同体」である「ゆきしん」が道標を示す存在になれるように「新たな価値創造」を目指します。※職員の「賃上げ」は“稼ぎ出す力”を強化して自らの手で掴みに行く。

1. 「営業変革プロジェクト」によりKPI化するもの

- (1) 集配金の集約と合理化の状況（現行の割合を確実に削減した数字で評価）
- (2) 売上集金なども支店単位で行く先や回数を決め、職員の負担感を平準化する。
- (3) 営業の「フリー営業日」の増加（1か月単位で何時間増やすかを数値化する）
- (4) アポ取り訪問の完全実施による効率的な営業で無駄足と二度手間を削減する。
- (5) 「窓口融資相談者数」の増加（毎週水曜日の前期実績を基準に目標化する）
- (6) 個人への負担感を強いるのではなく誰でも出来る団体戦の“営業”を構築する。
- (7) STFリストからCDPリストへの入替（事業先リストの真の財産化を数値化する）
- (8) 新規先（他行先）への訪問頻度を増加（STFの計画的実施プラス増加分を評価）
- (9) 事例集をもとにした勉強会の実施状況（勉強会の頻度と理解度合いを数値化する）

2. ゆきしん版「事業再生支援・事例集」（2025バージョン）をもとに勉強会を実施し共有化を図り、既存融資先への支援に活用する

- (1) 「事業再生支援・事例集」（2025バージョン）により「店内勉強会」を実施する
- (2) 本部研修「営業（初級・中級）研修」「融資担当者研修」にて事例集を活用する
- (3) 「店長会議」にて、実際に事例集を既存事業先へ活用した実績を発表する
- (4) 「店長会議」を通じて「事業再生支援・事例集」（2026バージョン）を作成する

3. 「価格転嫁」と「賃上げ」の好事例を既存事業先への支援に活用する

- (1) 県内信金信組の「価格転嫁と賃上げ」の好事例をもとに「店内勉強会」を実施する
- (2) 本部研修「営業（初級・中級）研修」「融資担当者研修」にて事例集を活用する
- (3) 「中小企業基盤整備機構」研修を導入機構との連携を図り実践的モデルを活用する
- (4) 「店長会議」にて、事例内容を実際に既存事業先へ活用した実績を発表する
- (5) 「店長会議」を通じて「価格転嫁と賃上げ」の好事例（2026バージョン）を作成する

4. 独自の景況感調査など他の信金・信組の事例に学び取引先へ還元する

- (1) 県内信金信組の「景況感調査」などの実施状況に関して連携（情報交換）を図る
- (2) 県内信金信組の各種取組事例（取組実績）に学ぶための機会（交流の場）をつくる
- (3) 取引先の販路拡大や商品紹介などのニーズを全国の信金や信組へ発信し紹介する
- (4) 当組合の取組事例（延長デーや貸出FS）を紹介するために視察研修を受け入れる
- (5) 他の先進事例に学ぶために優秀な他の信金や信組を積極的に訪問する

Ⅳ. 2026年度・通期「重点施策」

【重点施策】 ゆきしんの地域貢献は「事業性融資」に特化すること

1. 「ゆきしんのSTF」※他行取引先への事業者支援
2. 「ゆきしんのCDP」※既存融資事業先への経営支援
3. 「ゆきしん流の貸出FS」※既存先と他行先への同時推進

1. 『STF』《スペシャル・タスクフォース》（5月と9月）開催

- (1) 実施日は、原則「火曜日」（各店で実施日を決める）※5月と9月を「STF月」とする
- (2) 東京商工リサーチ登録の新規事業先を訪問し、当組合の支援体制を周知する。
- (3) 他行取引先「各店50先」（完全アポ取り実施）、全店「250先」
- (4) 全店統一ルールは、「3分前到着」を厳守、「時間を守る」「約束を守る」ゆきぐに信組のイメージアップと当組合独自のオリジナル支援の周知を図ること。
- (5) 実施メンバーは「店長」と「営業」と「本部担当」の「6人」で「50先」を訪問する
- (6) 一日の営業時間は、9:00～12:00「3時間」と13:00～16:00「3時間」の計「6時間」
- (7) 1人の訪問先数は、5人の場合「10先」、6人の場合「8～9先」、7人の場合「7～8先」
- (8) 8:30「朝礼」「ミーティング」、8:55「出発式」、16:00全員帰店厳守
- (9) 16:00「訪問記録まとめ」16:30「成果分析」、17:00「情報ミーティング」17:30退出

2. 『CDP』《カスタマー・ディライト・プラクティス》（6月と10月）開催

- (1) 実施日は、原則「火曜日」（各店で実施日を決める）※6月と10月を「CDP月」とする
- (2) 既存融資事業先の中から「30先」を抽出（完全アポ取りを実施する）全店「150先」
- (3) 全店統一ルールは、「3分前到着」を厳守、「時間を守る」「約束を守る」ゆきぐに信用組合自体とその職員のイメージアップを図ること。
- (4) 実施メンバーは「店長」と「営業」と「本部担当」の「6人」で「3ペア」とする
メンバーが「5人」は「2ペア+1」、「7人」は「2ペア+トリオ」とする
- (5) 一日の営業時間は、9:00～12:00「3時間」と13:00～16:00「3時間」の計「6時間」
- (6) 1ペアの訪問先数は、午前「5先」、午後「5先」の計「10先」
- (7) 8:30「朝礼」「ミーティング」、8:55「出発式」、16:00全員帰店厳守
- (8) 16:00「訪問記録まとめ」16:30「成果分析」、17:00「情報ミーティング」17:30退出

3. 「ゆきしん流・貸出FS」《フィールドセールス》（7月と11月）開催

- (1) 実施日は、「貸出FS委員会」にて全店分を決める ※7月と11月は「FS月」とする
- (2) 実施メンバーは、一店舗「10人」（内リーダー1人は実施メンバーから除く）
- (3) 自店メンバー「店長」「営業」「本部担当」にプラス&（他店からの助っ人）
上記が「4人」の場合は「6人」、「5人」は「5人」、「6人」は「4人」が他店から
- (4) 実施メンバーは「貸出FS委員会」にて全店分を決める
- (5) 既存先「50先」他行先「50先」計「100先」訪問、全店で「500先」訪問
既存先リスト「100先」、他行先リスト「150先」、計「250先」（プラチナリスト）
- (6) 1人の1日の訪問先数は、午前「5先」、午後「5先」の計「10先」
- (7) 8:30「朝礼」「ミーティング」、8:55「出発式」、16:00全員帰店厳守
- (8) 16:00「訪問記録まとめ」16:30「成果分析」、17:00「情報ミーティング」17:30退出
- (9) 「前日会議」（オンライン）15:00～17:00参加者全員で訪問先の事前情報を確認する
- (10) 「翌日フォロー会議」（オンライン）翌日が水曜日の場合は翌々日に実施する
8:45～10:00参加者全員で「成果分析」「情報ミーティング」の内容を再確認する

【重点施策】

4. 「経営改善支援先」への理事長個別面談会の実施（5月と10月）開催
5. 11月に「独自の景況感調査」を実施する 「実施日：11/5（木）～11/25（水）」
6. 当組合の個人ローンに関する『管理と推進』を再確認する
7. 個人家計のお困り事の救済措置として「おまとめローン」を実践する

4. 「経営改善支援先」への理事長個別面談会の実施（5月と10月）開催

- (1) 実施月：5月と10月に各店1回、計2回実施
- (2) 面談時間：1事業先に1時間、1日、6事業先、全店で30事業先
- (3) 実施内容：本部と営業店が一体となって支援内容を確認する
- (4) 実施場所：原則、営業店会議室
- (5) メンバー：理事長、本部担当、店長、営業係で対応する

5. 11月に「独自の景況感調査」を実施する 「実施日：11/5（木）～11/25（水）」

- (1) 実施前の確認と実施後の分析
 - ① 実施前に「目的」を明確にする。実施内容の吟味検討を実施する。
 - ② 調査実施後は、貴重な集計結果をもとに本部が「分析」し傾向としてまとめる。
 - ③ 地域内の「景況感」として職員の誰もが説明できるように「勉強会」を実施する。
- (2) 分析後の結果内容を地元および関係機関へ還元
 - ① 窓口の職員及び営業の職員を通じて、一人でも多くのお客様へ「地域内の景況感」として説明し、事業者からは、ご自身の経営判断に活かしてもらうようにする。

6. 当組合の個人ローンに関する『管理と推進』を再確認する

- (1) 既存のローン完済者へは、粗品を添えて「2年間」有効な『審査済証』を発行する
- (2) 「カードローン」利用者へ限度一杯の場合は、証貸への組換えを誘導する

- (3) 「家庭円満51」の商品優位性（産業振興の主旨）を若者と地元建築業者へ説明する
- (4) 「おせっかいローン」「奨学金返済支援ローン」を一人でも多くの該当者へ説明する
- (5) ゆきぐに奨学金の該当世帯へ「お困りごと」を確認し必要な救済措置をとる

7. 個人家計のお困り事の救済措置として「おまとめローン」を実践する

- (1) 『お困り事』の救済措置は、まず聞き取りを丁寧に深掘りし、核心部分を把握する
- (2) 「軽微」な段階での救済がベターであり、いつでも気軽に相談に応じる旨を広報する
- (3) 家計収支は漏れの無い状態で、妥当性を確認していく（必要に応じて他行通帳参照）
- (4) 相談に乗る際の注意事項は、本人の人格（まじめで約束を守る）を重視する
- (5) 地元のローカル情報を駆使する（場合によって人的支援を求める）身内の力を借りる
- (6) 救済手段は、収入以内に支出を抑えること、一本化の長期化が原則（オーダーメイド）
- (7) 改善までのお手伝い、生活スタイルや勤め先の相談、二重に発生させない管理
- (8) 自己責任貸出と事後管理システムの徹底、実行時の確約と返済履行で完了させる

以 上

V. 「人的資本経営の強化策」

1. 「人的資本経営の強化」（最優先課題として、労力と費用をかけて取組む）

■「人的資本経営」の理解と定着

- 「企業は人である。」その人は企業自らが育てる必要がある。社会のためには、「建物」を残すか、「お金」を残すか、「ヒト」を残すかである。企業の社会貢献の極みは「ヒト」を残すこと。

- 人が育つことで「企業」の経営基盤は強化され、また人に投資することが出来る。企業の発展性は「人的資本」が豊富かどうか、育った人がまた次の人を育てることに貢献しているかどうかだ。

- 持続可能性は循環型でもある。

「感謝と報恩」「恩返しと恩送り」「恩送り」の考え方。一人前に育ててくれた恩を次の人を育てることで返す。次世代への「恩送り」を循環させる。

「らせん状にステップアップするPDCA」に導くことと「プロセス重視」で職員のやる気を引出し確実に人を育てることを組織の目的とする。

2. 「組織活性化」「自主性が基本」…自分事として行動する

※必要と判断されるものはいつでも導入し“変更”し変化する

(1) 「1on1 ミーティング」を実施する上で必要なルール（毎月1回1人30分）

- ① 部下が話をするのが「9割」上司は話をしっかりと聞くこと（teachingではなく coaching）
- ② この時間は部下が発信（公言）するための場でありテーマは部下自身が考えて決める
- ③ 職場として「一人一人の職員がやりがいを感じ」「自己の成長を実現」するために実施する
- ④ 職員は、自分の仕事やキャリアパスについて、常に“自分事”として考え行動する
- ⑤ 下から上へのコミュニケーションが“自らの行動”を促し組織を活性化させる

(2) 「Top down ミーティング」を実施する上で必要なルール（毎月1回1人30分）

- ① Top downによる「指導指示」は、「実績」へ結び付けて部下が成長するために実施する
- ② 上司は、部下が“真”の理解として「腹落ち」できるように工夫して説明する
- ③ 「一人一人を大切にすること」を掲げ、働く上での「就業意欲」を高めるために実施する
- ④ 間違った先入観と固定概念を是正し、正しく導くことを「目的」として実施する
- ⑤ 職場の人間関係を優しく厳しいものとして、正しい“信頼関係”を醸成させる

(3) 「週末ミーティング」を実施する上で必要なルール（毎週末16:30～17:15）

- ① メンバーは、店長と営業職員で「営業係チーフ（代表）」が進行しまとめる
- ② 今週を振り返り、各人の実績とやり残しを確認、週単位での「各人評価」を確認する
- ③ 来週の予定として、店長を含むメンバー全員の「週単位での実績基準」を全員で確認する

(4) 「週末終礼」を実施する上で必要なルール（毎週末17:15～17:30）

- ① メンバーは全員、進行は店長、来週の予定と事務引継ぎ等を簡潔にもれなく実施する
- ② 今週を振り返り、各人の実績とやり残しを確認、週単位での「各人評価」を確認する

(5) 「月一（いち）ミーティング」を実施する上で必要なルール（月一17:00～17:30）

- ① メンバーは、店長と内勤職員で「内勤職のチーフ（代表）」が進行しまとめる
- ② 今月を振り返り、各人の実績とやり残しを確認、月単位での「各人評価」を確認する
- ③ 来月の予定として、内勤職員メンバー全員の「月単位での実績基準」を全員で確認する



役職員親睦旅行 in 北海道

顧客保護に関する取組と実績

① 防犯訓練・特殊詐欺声掛け訓練

毎年9月に本支店所在地の警察署と連携した模擬訓練を実施しております。防犯訓練は地元警察が強盗に扮して金銭を要求し、顧客と職員の人命第一、非常通報の流れを確認しました。特殊詐欺声掛け訓練では、還付金請求詐欺などが疑われるお客様への対応方法についてロールプレイングで学びました。

また、2025年12月には新潟県内の8信用組合と新潟県警が詐欺被害や口座の不正利用防止に向けて対策を強化し、情報を共有化していくため特殊詐欺撲滅に関する協定書を締結しております。



② 三位一体 防災訓練

毎年7月に消防署、地域住民、当組合の連携により防災訓練をおこなっております。訓練では「消火器を使った防火訓練」の他、「AEDによる心肺蘇生法」を学び、有事の際に地域の被害が最小限となるように取り組んでいます。



す。また、非常用電源を備えている当組合本支店が、地域の防災拠点となるよう準備を進めております。

③ 年金受給者向けサービス

・スマホの日

毎月15日を「スマホの日」と定めて、スマホの基本操作やアプリの使い方、迷惑メール対策など、当組合の職員が無料でご相談に応じています。また、振り込め詐欺被害防止の注意喚起を行っております。

・高齢者安全見守り隊カード

当組合で年金をお受け取りのお客様さへ、営業担当者の顔写真が入った「安全見守り隊カード」を配布しています。このカードは、ご家庭の電話機の近くに掲示させていただきます。不審な電話や来訪者があったときに速やかに当組合へご一報いただき、詐欺被害を防止するためのものです。

・防災メールの登録推奨

当組合で年金をお受け取りのお客様さへ、特殊詐欺関連情報や不審者情報など、行政や警察署などからの連絡を速やかに受け取ることができるよう、防災メールの登録を推奨しております。スマホ操作がわからない高齢者については、職員が登録の手順をお教えしています。



④ 危機防災会議

毎月定例の会議により、事業継続に支障をきたす事態への対策を検討し、取組み状況を確認しています。また、お客様の大切な預金を守るため、マネーロンダリングやサイバーセキュリティ対策についても、本部と営業店の連携を確認しております。

⑤ 営業車の安全運転・交通事故防止

・営業担当の安全運転宣言

毎年4月に南魚沼警察署と連携して「安全運転宣言」と「車両点検」を行っております。全店の営業担当者18名と18台の営業車が一堂に会して、安全運転の機運を高めるために実施し、当組合の営業職員は「子どもやお年寄りの安全見守り機能」も果たしていることを確認しました。

・営業担当者のアルコールチェック

2022年4月から、全店の営業職員は出社時に「アルコールチェック」を行うことを義務付けました。万一の事態を起こさぬよう、各店の安全運転管理者のもとで厳正にチェックしています。



⑥ 金融出前授業

2022年4月より成人年齢が18歳になり親の同意なくとも自分で契約ができるようになったことを受け高校生を対象に金融出前授業を実施しております。悪徳商法の実例や若者が知らないうちに犯罪に加担してしまっている詐欺事例等について説明し、毎年地元の高校に外向き注意喚起を実施しております。

文化的・社会的貢献に関する活動

①地元消費購買促進事業（地域還元型賞与）

当組合では職員に対して、2011年から「地元商店のみで利用可能とする」地域還元型賞与を支給しております。全職員が勤務地の商店で利用します。2025年度から年間賞与支給額を増額しており、その経済効果は年間約5百万円に及びます。

②チャレンジスペース「ゆきしん亭」

2025年6月より、当組合本部前にて工事を行っていた「ゆきしん亭」が2025年9月に完成しました。「ゆきしん亭」は、組合員を対象に新規開業前のお試し出店や商品のテストマーケティングの場として開放しております。

地域の若者を中心に自分の夢にチャレンジできる環境づくりに貢献してまいります。



③インターンシップ受入事業

京都産業大学の学生を受け入れ2泊3日のインターンシップを実施いたしました。当組合のインターンシップに参加し取組みを目的に実体験することで、今後の就職活動等に役立てることを目的としております。今後も教育機関との連携を図りながら社会に貢献する事業を実施してまいります。



④塩沢ヤンチャーズへ

お祝い金贈呈

「塩沢ヤンチャーズ」へ少年軟式野球「学童新人大会」全国大会へ出場したことを記念して、お祝

い金を贈呈いたしました。当組合は、今後もこの地域で努力し、活躍する方々を応援してまいります。

⑤レレヒカップ 特別スポンサー

シャトー塩沢スキー場にて「第67回レレヒカップ・長岡将軍杯争奪大回転競技大会」が開催されました。当組合は特別スポンサーとして大会を応援させていただきました。今後も伝統ある雪国ならではのスポーツ大会を応援してまいります。

⑥南魚沼市海外派遣事業

南魚沼市の中高校生20名が、ワシントンDCとNYを訪問しました。南魚沼市職員の他、当組合を代表して、小出郷支店・戸田支店長が同行させていただきました。この事業は、当組合とニューヨーク新潟県人会前会長である大坪賢次氏とのご縁から誕生したものであり、当組合職員も視野と可能性を広げるために、毎年同行させていただいているものです。



⑦理事長講演による文化的貢献事業

・SHIIFT熱い金融マン協会向け実践型研修

金融の変革を担うリーダーを育て、対話型の人材育成プログラム「SHIIFT」の会員5名が参加し、理事長講演会のほかグループワークを行いました。「ゆきぐに



温泉マンガー」の視察も実施し、当組合が取り組んできた取引先支援の歴史についても学んでおります。

ゆきしん実践型研修

全国5信用組合の職員を受け入れ、4泊5日の研修を実施しました。理事長講演会のほか、当組合職員も講師として参加し、グループワークなど活発な意見交換をいたしました。

・新潟青陵大学理事長講演会、コミュニティビジネス実習

新潟青陵大学からご依頼を受け、2022年から毎年「地域づくり」をテーマとした理事長講演会を開催しております。そのご縁から、学生が実際に牧之通りや、当組合取引先企業を訪問する「コミュニティビジネス実習」へと発展しております。



・「小千谷ロータリークラブ」理事長講演会

「山崎醸造株式会社」理事長講演会
新営業エリアの小千谷市で、はじめての理事長講演会を実施しました。「ゆきぐにの未来基金」を中心に発表を行い、多くの方から共感していただきました。



・「JAみなみ魚沼視察研修」理事長講演会

JAみなみ魚沼の職員10名が当組合の取り組みを学ぶために来訪されました。当日は、理事長講演会のほか、2班に分かれグループディスカッションを行いました。当組合の教育制度や360度評価、心理的安全性の高い職場づくりなどを中心に講演をいたしました。

「外部機関との連携」に関する活動

2025年

4月2日	「ハイウェイ大使委嘱式」職員2名出席
4月8日	「南魚沼商工会サービズ部会第1回総会」小林本店長出席
4月15日	「南魚沼警察署・特殊詐欺チラシ店頭配布」本店
4月16日	「つむぎ通り組合通常総会」高橋専務理事出席
4月21日	「地域安全見守り隊営業車総点検」実施
4月23日	「魚沼商工会総会」戸田小出郷支店長出席
4月27日	「六日町会・やまと会総会」小野澤理事長出席
4月30日	「新潟県中小企業団体中央会・理事会」小野澤理事長出席
5月15日	「新潟東倫理法人会・理事長講演会」
5月19日	「京都産業大学・理事長講座」小野澤理事長・職員2名出席
5月20日	「県内金融機関事務連絡会」福原部長出席
5月27日	「南魚沼商工会総会・懇親会」森下常勤理事出席
5月28日	「湯沢商工会・通常総代会」山田石打支店長出席
6月8日	「第16回・南魚沼グルメマラソン」ボランティア協力
6月20日	「塩沢商工高等学校・評議員会」高橋専務理事出席
6月25日	「南魚沼市観光協会総会」上村常勤監事出席
6月25日	「南魚沼市男女共同参画推進委員会」福原常勤理事出席
7月4日	「地域同期会・第4回」開催（7地区同時開催）
7月10日	「SHIT熱い金融マン協会向け実践型研修」実施
7月11日	「銀行警察連絡協議会」高橋専務理事出席
7月21日	「緊急連絡網」「防災訓練」「消火訓練」「救急法講習会」実施
7月25日	「六高後援会・総会」小野澤理事長・上村常勤監事出席
7月29日	「NYへ職員派遣」ゆきしん代表職員「小出郷支店・戸田支店長」渡米
8月7日	「南魚沼マッチボックス説明会」森下常勤理事出席
8月8日	「花角知事との懇談会」小野澤理事長出席
8月23日	「六高同窓会・総会」小野澤理事長・上村常勤監事出席
8月27日（29日）	「京都産業大学インターンシップ」受入



グルメマラソン奨学生ボランティア



新潟東倫理法人会理事長講演



ハイウェイ大使

9月2日	「地域防犯訓練」「特殊詐欺声掛け訓練」実施（地元警察・地元住民一体訓練）
9月8日	「新潟青陵大学・コミュニティビジネス実習」実施
9月12日	「奨学金ネットワーク会議」高橋専務理事出席
9月25日	「チャレンジスペースゆきしん亭・落成式」開催
9月26日	「チャレンジスペースゆきしん亭・オープンセレモニー」開催
10月2日	「日本政策公庫・新潟県信用保証協会」業務連携覚書調印式
10月4日	「湯沢町制施行70周年記念式典」高橋専務理事出席
10月10日	「安全運転管理者講習会」上村常勤監事、片桐監査室長出席
10月11日	「第4回・南魚沼収穫祭」ゆきぐに信用組合特別協賛スポンサー
10月11日	「南魚沼市縦断駅伝大会」ゆきぐに信用組合特別ゼッケンスポンサー
10月14日	「南魚沼市観光協会理事会」上村常勤監事出席
10月16日	「小千谷ロータリークラブ・山崎醸造理事長講演会」開催
10月17日	「南魚沼市観光戦略会議」森下常勤理事出席
10月18日	「ゆきぐにカップ少年野球大会」開催
10月21日	「花角知事への令和8年度新潟県中小企業施策の要望」小野澤理事長出席
10月22日	「JANAみなみ魚沼視察研修」開催
10月24日	「関東連合会交通安全功労者表彰」上村常勤監事出席
10月31日	「南魚沼市健康づくり推進協議会」森下常勤理事出席
11月3日	「津南町70周年式典」片桐津南支店長出席
11月6日（26日）	「独自の景況感調査」実施
11月11日	「塩沢中学校・職場体験受入」実施
11月12日	「新潟県女性財団地域セミナーin南魚沼」福原常勤理事出席
11月14日	「南魚沼市教育長来組」小野澤理事長面談
11月14日	「南魚沼ものづくり協議会総会」戸田小出郷支店長出席
11月21日	「第34回社会保険委員会大会」小野澤理事長、上村常勤監事出席
11月26日	「南魚沼市観光戦略会議」森下常勤理事出席
11月28日	「新潟県中央会・70周年式典」小野澤理事長出席



ゆきぐにカップ少年野球大会



危機発生事象における業務提携の覚書調印式



京都産業大学インターンシップ

12月4日	「新潟青陵大学理事長講座」小野澤理事長他職員2名出席
12月11日	「けんこう職場おすすめプラン表彰伝達式」実施
12月11日	「観光戦略運営委員会」森下常勤理事出席
12月24日	「南魚沼市成年後見制度協議会」森下常勤理事出席
12月25日	「新潟県警と特殊詐欺撲滅に向けた協定書締結式」
2026年	
1月5日	「魚沼市賀詞交換会」戸田小出郷支店長出席
1月5日	「津南町賀詞交換会」片桐津南支店長出席
1月9日	「魚沼商工会新年祝賀会」戸田小出郷支店長出席
1月16日	「十日町商工会議所・賀詞交換会」片桐津南支店長出席
1月20日	「南魚沼市観光協会・理事会、新年賀詞交換会」上村常勤監事出席
1月24日	「あい郷就職応援フェア」開催協力
1月24日	「東京新潟県人会・新年祝賀会」小野澤理事長出席
1月26日	「ゆきぐにの未来基金・審査会・管理運営合同会議」開催
1月27日	「新潟県中小企業団体中央会・新年会」小野澤理事長出席
1月29日	「小千谷税務署キャッシュレス納付説明会」開催
1月30日	「南魚沼商工会賀詞交換会」森下常勤理事、小林本店長出席
2月5日	「南魚沼市健康づくり協議会」森下常勤理事出席
2月8日	「第36回魚沼国際雪合戦大会」参加
2月13日	「塩沢商工高等学校・第2回学校評議会」高橋専務理事出席
2月18日	「新潟県中小企業団体中央会・理事会」小野澤理事長出席
3月5日	「塩沢ヤンチャーズ全国大会激励金贈呈式」小林本店長出席
3月14日	「2026ゆきぐにランタンin牧之通り、つむぎ通り」
3月24日	「南魚沼市就職ガイダンス」参加
3月26日	「ゆきぐにの未来基金・第10期・信組ゆきぐに奨学金・認定式」（南魚沼市、魚沼市）
3月27日	「ゆきぐにの未来基金・第10期・信組ゆきぐに奨学金・贈呈式」（津南町、十日町市）



塩沢つむぎ通り軽トラ市



魚沼国際雪合戦大会



キャッシュレス納付説明会

顧客の組織化とその活動の実績

① ゆきしん経営塾、次代の会

2013年から開始した「経営塾」は6期に渡って開催され毎年50人、6年で300人の「経営塾卒業生」が誕生しました。その後、再開のご要望が多かったことから2025年に「第7期 ゆきしん経営塾」を再開講しました。タナベコンサルティングが講義を行い、個別経営アドバイザー等も実施することで、地域の未来を担う経営者の育成に取り組んでいます。全4回のカリキュラムの中で経営の基礎を学ぶと共に、塾生同士の横の繋がりも、回を追うごとに深まってきました。

また、卒業後のOB会として組織された「次代の会」は、有名講師を招いての講演会や、ビジネスマッチングの取り組みなど行い「食の国際総合見本市（フードメッセinにいがた）」の見学ツアー等も開催してきました。



② ベストパートナー企業100

社員の採用や雇用安定の為に健康づくり、福利厚生の一環として社員の金融教育を行うなど、より良い職場環境づくりに向けて取り組む地元企業100社と「ベストパートナー契約」を結んでいます。当組合は「100社100名の雇用創出」を掲げ、大手企業の工場誘致による雇用創出ではなく、地元で頑張る堅実な企業が毎年1人でも雇用を増やすことが、真の地方創生であると考えます。

ベストパートナー企業には約2,500名の社員が勤務しており、その皆さんを対象として「金



融リテラシー出前授業」を開催し、「健康職場おすすめプラン」の実践を支援しています。近年は、各企業の新入職員の途中退職という新たな課題に向き合い、定着率向上を目的として「地域同期会」を開催しております。

③ 家庭円満51加盟店

建築業による地域の産業振興と、若者の定住促進を目的として「20代限定住宅ローン」「家庭円満51」を取扱いしております。この住宅ローンは、施工品質がしっかりと担保できる地元建築業者での施工が条件であり、当組合とアフターフォローに関する覚書を交わしております。当組合側は毎年家計のメンテナンスを実施し、給与の減少や病気など不測の事態に見舞われたときに条件変更を行い最長51年まで面倒を見ます。金利の先高感がある現在、「51年固定型住宅ローン」はお客様にとって純金以上に価値がある「宝」と言える商品となっております。

また、近年の建築価格高騰によるリフォーム資金ニーズの高まりにより、2024年度より「空き家問題」「環境問題」「子育て支援」を目的とした「こむすびりノベ36」の取扱いを開始しました。雪国型ZEHによる施工や県産材の利用による金利優遇もあり、新潟県と地方自治体、地元建築事業者と連携して地域の課題解決に向けて取組んでいます。

④ 信栄会

当組合では、支店ごとに取引先の組合員の皆様から「信栄会」という後援会を組織していただいております。「本店信栄会」「石打信栄会」「五日町信栄会」は1981年に設立、「津南信栄会」は1992年、「小出郷信栄会」は2002年に設立し、全店の会員数は約680名となっております。

主な行事として「夏のふれあいの集い」「冬の定期総会」

「研修旅行」「信栄会合同ゴルフコンペ」など年間を通じて様々なイベントや活動を企画していただき、会員相互の交流や地域活性化の為、ご尽力を頂いております。

当組合も各支店において事務局運営に携わらせていただいている他、信栄会会員の振込手数料割引なども提供しております。今後より一層、信栄会組織の活性化、会員企業・個人の皆様の発展に取組んでまいります。



⑤ 年金サポート委員会

当組合で年金受給口座の指定を頂いているお客様は全て「年金友の会」会員とさせていただきます。会員のお客様に対して「安全見守り隊」事業を行っており、特殊詐欺被害の防止や、独居世帯、ご夫婦のみ二人世帯の見守り活動を行っております。地域ごとに担当職員を定め、職員の顔写真入りの「安全見守り隊カード」を配布、ご自宅の電話機の近くに掲示させていただき、不審な電話が掛かってきた際にすぐに気が付き、当組合の担当者へご相談していただく仕組みをつくりました。

会員の方へ、お誕生日のプレゼント、年金サポート委員会総会など、工夫を凝らしてお楽しみいただいております。また、2024年度より毎月15日を「スマホの日」として設定し、スマホの基本操作やアプリの使い方、迷惑メール対策など、当組合の職員が無料でご相談に応じています。



中小企業の経営改善のための取組

① 中小企業の経営支援に関する取組方針

「ゆきしん」は地域が発展するために「事業性融資」に特化しています。課題解決型の救済支援は、本部を含めた組織全員（内勤と営業）で取り組んでいます。赤字を黒字化するための支援から、黒字の恒常化により事業のさらなる発展が描ける「価値創造型」の「事業発展支援」へと転換する必要性を認識しています。

赤字救済のための資金支援から顧客事業の更なる成長を支援し地域経済の発展に貢献できるような「融資創造戦略」へと大きく舵を切りま



す。地域経済の衰退と高齢化を踏まえた、将来にわたる「ゆきしん」の健全性と持続可能な収益性の確保に向けた取組として、事業者の発展支援の上で成り立つ積極的な設備投資などを生み出す「事業性融資」特化型の信用組合を目指します。

② 中小企業の経営支援に関する態勢整備

2026年度事業計画「重点施策」

① CDP（カスタマーデライトプラクティス）の取組

CDPとは、既存融資取引先の全先を対象として行う事業です。取引先企業の業況悪化防止のため、継続してソリューション支援（本業の改善）に取り組むものであり、

その前提として顧客の期待値を正確に把握し、共感を得た上で事業改善に取り組む必要があります。「顧客満足」を超える「顧客感動」を生み出すために、当組合の職員は熱意と工夫と行動力を持って、チームワークで取り組んでおります。

② STF（スペシャルタスクフォース）の取組み

STFとは、新規融資先を対象として行う事業です。業況が思わしくない事業先に対してトリアージ（優先順位付け）を行い、当組合独自の支援内容をお伝えしていきます。他行の追加支援が難しい事業者に対しては、当組合が一部を肩代ることでメイン銀行の支援が膠着状態から抜け出し、新たな「追加融資」や「条件変更」が可能になるという銀行側にもメリットのある「三方良し」の他行共存型の提案を行っております。

③ 中小企業の経営支援に関する取組み状況

〈創業・新規事業支援〉

当組合では、創業や新事業への進出を計画されているお客様に対して、事業計画の策定支援や適切な資金供給への取り組みを行っております。資金面でのご相談については、「次代の会・事業化推進特別資金」の他、県・市町村制度融資を活用しながら円滑な資金供給に努めております。

〈成長段階支援〉

当組合では、不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資を活用しながら、お客様の事業拡大のための資金需要に対応しております。また、「ゆきしん経営塾」をはじめとしたビジネスマッチングによる新たな販路拡大等の支援も行っております。

〈経営改善・事業再生支援〉

当組合では、条件変更等に対応した経営支援先に対して、営業担当者が月1回以上定期訪問し、経営助言の実践と経営改善計画策定支援に取り組んでいます。また、資金繰りの先行管理の支援策として「3ヵ月先行資金繰り管理」をお客様と共に進めております。

④ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針」を策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

「経営者保証に関するガイドライン」の取組状況		2024年度	2025年度
新規に無保証で融資した件数	200件	200件	296件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	51.41%		57.70%
保証契約を解除した件数	2件		5件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数（当組合をメイン金融機関として実施したものに限る）	0件		0件

地域支援の取組（地域の活性化に関する独自のベンチマーク）

① 地域同期会

「雇用」から「定着」へ

ゆきぐに信用組合では、「魚沼地域の100社100人雇用創出」を掲げて、地元企業と就活者の出会いの場である「就職応援フェア」を5年間に渡って開催してきました。この取り組みにより120名以上の雇用が生み出されましたが、その反面、就職した若者が3年以内に退職してしまうケースがあつたとを絶えず、雇用からの「定着」という課題が浮き彫りとなりました。

若者同士のネットワークづくりを促進

そこで、当組合では地元企業の若手社員を対象に、企業の枠を超えたネットワークづくりを目的として「地域同期会」を開催しております。第4回となる今年は「南魚沼」「魚沼」「津南町」の3会場をオンラインで繋ぎ、「自分らしく輝き能力を発揮する秘訣」と題して、講演会を実施しました。その後コミュニケーションゲームや懇親会を行い、交流を深めております。今後も若者同士の横のつながりをつくる機会を提供し、地元で若者たちの支援を実施してまいります。

② あい郷就職応援フェア

「おしごとマルシェ」

当地においても、若者の進学・就職を初めとした人口の社会減少は大きな課題となっております。都会で仕事をし、暮らしている若者は日々のストレスや経済的な理由も含め「いつか故郷に帰りたい」と思っているものの、「地元には仕事が無い」などのイメージから躊躇しているケースが多いようです。今回の取組は、そんな若者を対象として「地元にも魅力的な企業がたくさんある」ことをPRする機会とするため開催しました。

また、都会に暮らしている子供を故郷で心配している「親世代」をターゲットとして、地元企業に対する理解を深めてもらい、Uターンを希望する世代へ「伝えてもらおう」ことも目的のひとつとしています。

当日は、大勢の方から足を運んでいただき、当組合を含め出展企業33社が自社の魅力を伝え、採用が実現した企業も生まれています。

③ 2026ゆきぐにランタン

地域の子供たちの育成と、「牧之通り」「つむぎ通り」という観光資源の発信のため毎年開催しております。子供た



ちに地域の文化や歴史に触れる機会を提供し、当事者意識を育むことで、自分たちの手で地域の未来を考え、活性化に取り組む力を養っております。さらに、牧之通りとつむぎ通りが持つ魅力を広く発信し、観光資源としての価値を高めることで、地域内外の交流を促進し、地域の活性化と持続的な発展を目指しております。



④ 景況感調査／メディアには現れない

魚沼圏域の経済の実情

毎年11月に当組合の営業エリア（ゆきぐに経済圏域）250社を対象として独自の景況感調査を行っております。「全体的な景況感」のほか、「人材と雇用」「賃金と賞与」「原材料の高騰」など経営環境の変化が及ぼす影響について調査している他、雪国ならではの調査項目として、大雪や小雪による影響度も調査しております。

調査結果は、地元企業へ還元することによって、今後の経営判断に活かしていただいていると共に、自治体にも提供しております。



プロローグ 他行借換キャンペーン

2025年11月の「総代地区会議」にて何人かの総代様から地銀の支店がサテライト化して融資の相談ができない、銀行は規模が大きくなるにつれ小規模の事業者を相手にしない傾向があり困っている。などのお声があり、早速その実態調査をしたところ、銀行側からは出向していくことはしない、必要なら支店のほうへそちら側から来るようにと言われた。融資の規模の小さなものは時間がかかる。特に条件変更の依頼などは放っておかれるなどの実態が浮き彫りになりました。

この事態を黙って見過ごすことはできない。2026年2月の「店長会議」にて「他行からの借換提案」について、全店上げて取り組む方針を説明し、4月末までの期限を決めて『特別キャンペーン』を実施しました。

他行の取引先へアポを取り実際に訪問するとお客様の反応は全く違っていました。職員は自分たちのやっていることが地元の事業者にとって大変意義のあることであり、相談ができてよかったとお客様から「感謝」される。行くところ行くところから予測していない「反応」が帰ってくる。本当に素晴らしい取組みだと評価していただけることとなりました。

第1章 いよいよ「金融機関」は選ばれる時代に入った

もうすでに「金融機関」はお客様から選ばれる時代に入っている。前々から言われていたことだが、そのために「金融機関」は色々な手を打ってきている。その一つに「無人化・ネット化」がある。顧客の利便性をうたったものだが、実際は「金融機関都合」（人手不足による簡素化）以外の何物でもない。

「20兆円クラブ」という言葉がある。全国の地銀はこの水準に達するために合併を繰り返す。合併によって生まれる

“ゆきしん”の 地域金融力強化に 向けた取組

第2章 “ゆきしん”の「狭域高密度」戦略

2025年12月に金融庁が公表した「地域金融力強化プラン」とは、地域金融機関の力で衰退していく地方を支えることであり、地域経済の活性化に貢献することである。

ゆきぐに信用組合は「地方の活性化」に本気で取り組む。2026年度は事業計画において「融資の創造戦略」を掲げており、効果の見込めるところへ重点的に資金を投下する。

地域振興に一番可能性のある「農業」へ「20億円」を提供する。微々たる金額ではあるが、もしこれが起爆剤となれば「雪国」から「新潟」の全域へと波及し、更に全国へと広がることも十分に考えられる。

私どもは「小規模」金融機関である。しかし小規模であつても「経済効果」への影響を「大」にすることが出来る。「小」が「大」の効果を上げる為には「狭域高密度戦略」が最も有効で理にかなっているといえる。

エピローグ

農業による「地域振興」のための「ユキシん農業振興支援資金（略称…ADS）」

世界的な食糧不足が予測される中で、食料を生産する「農業」の重要性和「農業」による「地域振興」の重要度は増している。農業を発展させるには「農業」を「稼げる農業」「儲かる農業」として魅力あるものにする必要がある。その魅力を現実化して「若者」が参入できる農業を目指す。農業による「ブランド力」や生産地としての適正化などで既に優位に立つこの地元「魚沼（ゆきぐに）」だからこそ「農業」による「地域振興」が実現できる。地元を発展させるためにこの資金の提供を実施する。

**ユキシん
農業振興
支援資金**

A D S

Agriculture
Development
Support

若者へカッコイイ農業を始めよう！ 応援するぜ！

貸出対象者

- 当組合営業区域内において農業を営む個人または法人
- 当組合営業区域内において農業を新規創業する個人または法人
- 当組合営業区域内において農業を補佐支援する個人または法人

資金使途

- 農業経営に係る運転資金及び設備資金
- 農業を新規創業するための運転資金及び設備資金
- 農業を補佐支援するための運転資金及び設備資金
- 連携協力するための資金及び農地取得のための資金

くわしくは店頭、営業担当者または当組合のホームページをご確認ください

9月2日(火)には、「くみの日週間」の取組として地元警察署と地域住民と一体となって「防犯訓練」「特殊詐欺防止訓練」を実施しました。

思わぬ「凶悪犯罪」が白昼堂々と行われる昨今、職員とお客様の「身の安全」が何よりも優先することを全員で確認しました。

9月25日(大安)にゆきぐに信用組合の「ゆきしん亭」完成「落成式」を施工業者と地域住民、報道関係の皆様からお集まりいただき盛大に挙行いたしました。26日は理事監事の皆様、信栄会長と総代の代表者の皆様からお集まりいただき「オープニングセレモニー」を実施し、27日はゆきしん職員への「内覧会」として実施しました。

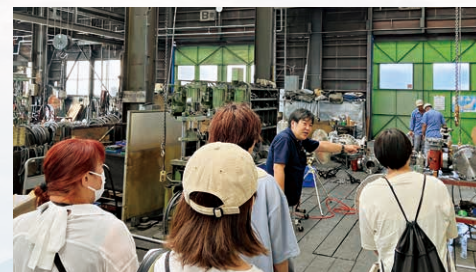
報道からは新聞紙面「新潟日報」「読売新聞」「ニッキン」「雪国新聞」「妻有新聞」にて、また10月18日にはTV放送も行



「ゆきしん亭」落成式



思い出づくり日帰りバスツアー



地元企業見学ツアー

われ「ゆきしん亭」の注目度は高まっています。主に「テストマーケティング」として会場を使用したいというお声が多く寄せられています。今後、地元で起業を考えている若者が育ってくれることを願っています。

11月に「独自の景況感調査」を行い、年明けからのガソリン初めの燃料価格の高騰と「人手不足」からくる「賃金上昇」等へどのように対応するか、特に冬場の降雪量の状況に応じた見込などを確認しました。

2月2日に大雪による「災害救助法」の適用を受け、金融上の特別措置を講じると同時に「大雪災害特別融資」の取り扱いを開始し、全店へ「相談窓口」を開設しました。

各信栄会の総会は、12月5日「石打信栄会」、1月22日「小出郷信栄会」2月6日「本店信栄会」、2月13日「五日町信栄会」、3月6日「津南信栄会」といずれも大勢の会員が出席し大盛況にて開催されました。

3月14日は「ゆきぐにランタン」を塩沢牧之通りと袖通りの両方を使って地元塩沢商工高校等と協力して開催しました。

ゆきぐにの未来基金 第10期信組ゆきぐに奨学金贈呈式 第7期卒業生の会 入会式



第10期信組ゆきぐに奨学金贈呈式

1月26日(月)は、「未来基金の審査会」を実施、新大の有森教授を委員長に林茂男・南魚沼市長、内田幹夫・魚沼市長、当組合理事長の4名にて審査を行い、第10期の奨学生「89名」を内定しました。

3月26日と27日に「未来基金・認定式」を各地区3会場にて実施、この度認定を受ける「奨学生」は「89人」で、延べでは「563人」になります。同時に実施する「卒業生の会」の「入会式」は、第7期卒業生「25人」で、第1期からの卒業生は合計「125人」になりました。

今期の決算に関しては、厳しい局面と言わざるを得ない状況にあり、引き続き融資取引先への経営支援に尽力してまいります。総代はじめ組合員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上

事業報告

2025年度

第73期(自2025年4月1日)至2026年3月31日)

事業の概況

4月12日は「事件撲滅の日」として、15年前の職員不祥事件(預金の流用と着服)を忘れないために、毎年、全役職員が事件を二度と起こさないために「誓約書」を作成して提出しています。

4月21日(月)は、全店の営業職員と「営業車」が集合して、車両の総点検を行い、無事故を約束しました。地元警察署の交通課長から交通安全を学び、損保会社の担当より、事故を起こした際の対応を学びました。昨年からの地域連携の一環として「地域安全見守り隊」の機能が追加されています。

5月の「総代地区会議」では同様に決算のご承認と事業計画と予算のご承認をいただきました。

6月2日(月)には当組合の「高橋常務」が専務理事に昇任となりました。

6月24日(火)の「通常総代会」では、理事の改選はじめ重要な議案が用意され、当日は長年当組合に貢献された理事への「理事退任式」並びに「総代全体懇親会」(72周年)も同時に開催されました。



ゆきしん実践型研修



貸出FS実践型研修



地域同期会・第4回

7月4日(金)に「地域同期会・第4回」が若者66名(31社)の参加で開催され、若者同士のネットワークづくり交流の場として大盛況でした。

当組合の取組が注目され、7月と8月と9月にそれぞれ「ゆきしん実践型研修」として開催し、全国から「12」の信用組合と「3」の関係団体の代表者が参加しました。注目されている取組は、「貸出FS」(1日の中で職員が事業先10先を訪問、10人で計100先を訪問する)というものです。

7月21日(月)に地域と一体となった「防災訓練」「救命救急



救命救急訓練

訓練」「消火訓練」を実施しました。当組合には停電時の「非常電源装置」が全部店に完備されており、いざという時には、地域の避難所として機能するべく、毎年地域と一体となった「防災訓練」を実施しております。

8月8日(金)に新潟県庁において、花角新潟県知事と県内信金・信組の理事長との懇談会が開催されました。信金9信組8の計17人の理事長が出席し、地域経済環境について代表の理事長8人が発表しました。

8月17日(日)「信組ゆきぐに奨学金」で支援する高校生を対象に「思い出づくり日帰りバスツアー」を実施、奨学生とその家族が参加し、フォトコンテストも実施、親子で夏休み中の大切な思い出づくりができました。

8月21日(木)「地元企業見学ツアー」がゆきぐにの未来基金の奨学生とその卒業生を加えて将来の職業選択の視野を広げることを目的に実施しました。

2026

yukiguni Shinyoukumiai

DISCLOSURE



幸せのYuki-Shin

ゆきぐに信用組合

LINEは
こちら



HPは
こちら



受付

QRコード